

平生町告示第101号

令和4年第2回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年2月25日

平生町長 浅本 邦裕

1 期 日 令和4年3月8日

2 場 所 平生町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

中丸 和則君

中村 武央君

中本 敦子さん

赤松 義生君

河藤 泰明君

岩本ひろ子さん

細田留美子さん

河内山宏充君

平岡 正一君

村中 仁司君

中川 裕之君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和4年 第2回 (定例) 平生町議会会議録 (第1日)

令和4年3月8日 (火曜日)

---

議事日程 (第1号)

令和4年3月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第4号 令和3年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 令和3年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第8号 令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第9号 令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第11 議案第10号 令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第11号 令和4年度平生町一般会計予算
- 日程第13 議案第12号 令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 令和4年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第16 議案第15号 令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第17 議案第16号 令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第18 議案第17号 令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第19 議案第18号 平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号 附属機関の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第21 議案第20号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第21号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第23号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第24号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第26 議案第25号 平生町基金条例の一部を改正する条例  
日程第27 議案第26号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例  
日程第28 議案第27号 平生町移住体験住宅設置及び管理条例  
日程第29 議案第28号 物品の買入れについて  
日程第30 議案第29号 物品の買入れについて  
日程第31 議案第30号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同  
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について  
日程第32 議案第31号 山口県市町総合事務組合の財産処分について  
日程第33 報告第1号 専決処分の報告について（町長専決処分指定事項）  
日程第34 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑  
日程第35 意見書案第1号 日米地位協定の見直しを求める意見書  
日程第36 予算特別委員会の設置  
日程第37 委員会付託
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 行政報告  
日程第5 議案第4号 令和3年度平生町一般会計補正予算  
日程第6 議案第5号 令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
日程第7 議案第6号 令和3年度平生町下水道事業特別会計補正予算  
日程第8 議案第7号 令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算  
日程第9 議案第8号 令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算  
日程第10 議案第9号 令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算  
日程第11 議案第10号 令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
日程第12 議案第11号 令和4年度平生町一般会計予算  
日程第13 議案第12号 令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算  
日程第14 議案第13号 令和4年度平生町下水道事業特別会計予算  
日程第15 議案第14号 令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算  
日程第16 議案第15号 令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算  
日程第17 議案第16号 令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算  
日程第18 議案第17号 令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算

- 日程第19 議案第18号 平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号 附属機関の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第21 議案第20号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第21号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第23号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第24号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第25号 平生町基金条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第26号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第27号 平生町移住体験住宅設置及び管理条例
- 日程第29 議案第28号 物品の買入れについて
- 日程第30 議案第29号 物品の買入れについて
- 日程第31 議案第30号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第32 議案第31号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第33 報告第1号 専決処分の報告について（町長専決処分指定事項）
- 日程第34 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第35 意見書案第1号 日米地位協定の見直しを求める意見書
- 日程第36 予算特別委員会の設置
- 日程第37 委員会付託

---

出席議員（11名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 番 中丸 和則君  | 2 番 中村 武央君  |
| 3 番 中本 敦子さん | 6 番 赤松 義生君  |
| 7 番 河藤 泰明君  | 8 番 岩本ひろ子さん |
| 9 番 細田留美子さん | 10番 河内山宏充君  |
| 11番 平岡 正一君  | 12番 村中 仁司君  |
| 13番 中川 裕之君  |             |

---

欠席議員（なし）

---



います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（中川 裕之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております地方自治法第235条の2、第3項の規定による令和4年2月実施分の例月出納検査の結果報告及び、地方自治法第121条、第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び、委任を求めた者の職氏名の報告をもって、諸般の報告といたします。

---

### 日程第4. 行政報告

○議長（中川 裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様、おはようございます。

3月に入り、寒さも和らいでまいりました。日ごとに春が近づいてくるのが感じられ、桜の開花の便りももうすぐ聞かれるのではないかと思う今日この頃であります。

2月20日に、17日間の日程を終えて、北京冬季オリンピックが閉幕いたしました。期間中、91の国と地域から2,877選手が参加し、熱戦が繰り上げられました。

日本は、幅広い競技・種目で選手が活躍し、冬のオリンピックで最多となる金3個、銀6個、銅9個の計18個のメダルを獲得いたしました。連日の日本人選手の活躍に多くの方がテレビ観戦し、心躍らせたのではないのでしょうか。

先週の4日からは、パラリンピックが始まっております。オリンピックに負けない、日本人選手の活躍を期待しております。

さて、年明けから国内で猛威を振るっている新型コロナウイルスのオミクロン株ですが、新規感染者の全体的な傾向としては減少傾向となっておりますが、病床使用率が高い水準にあり、3月6日を期限に31都道府県に適用されていたまん延防止等重点措置は、18都道府県で21日まで延長、13県で解除されたところです。

山口県の感染状況についても、減少傾向ではありますが、新規感染者数は依然として高い状況です。本町における感染者数も170人を超えており、先日は医療機関でのクラスターが発生しております。

また、本町職員の感染が確認されるなど身近なところでの感染確認に改めて感染拡大防止策の

重要性を認識したところでは。

これから人の動きが活発になる年度末、年度始めを迎えます。首都圏、関西圏、中京圏といった感染リスクの高い大都市圏と往来する場合には、感染対策に十分気をつけていただきますようお願い申し上げます。

そうした中、令和4年第2回平生町議会定例会を招集しましたところ、議員の全員の御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

それでは、行政報告に入ります前に、本定例会に提案しております令和4年度当初予算の予算編成の背景となりました経済の状況など御報告申し上げたいと思います。

政府は、1月に閣議決定した令和4年度の我が国の経済見通しにおいて、「ウィズコロナの下で社会経済活動の再開・継続を図りつつ、経済対策を迅速かつ着実に実施すること等により、実質GDP成長率は3.2%程度、名目GDP成長率を3.6%程度と見込まれる」としています。

GDPは過去最高となることを見込まれ、民需主導の自律的な成長と「成長と分配の好循環」の実現に向けて着実に前進していくこととしておりますが、感染症による内外経済への影響、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとしています。

そうした中で編成された国の令和4年度当初予算案は、前年度対比0.9%増の107兆5,964億円で、社会保障費、防衛費及び国債費がいずれも過去最大となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策予備費として、5兆円計上するなど、総額も過去最大だった令和3年度予算額を超え、10年連続で前年度を上回る規模となっています。

2月22日に衆議院本会議で採決が行われ、賛成多数で可決、参議院に送られています。

続いて、県の予算についてです。

山口県は、2月22日に新年度当初予算案を発表しております。一般会計の総額は、7,862億4,400万円で、前年度対比4.4%増となっています。

「直面するコロナの危機から県民の命と健康を守り抜き、暮らしの安定を確保する」として、新型コロナ感染対策や冷え込んだ需要を喚起する経済対策を大きな柱に位置づけて、2年連続の増加となり、当初予算としては、過去10年間で最大規模となっています。

次に本町の予算編成について申し上げます。

第五次平生町総合計画に掲げる町の将来像「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」の実現に向けて、5つの基本目標を掲げ、それぞれ目標達成に向けて施策を展開、事業に取り組むこととしておりますが、本町の特性を活かして、町内外から「平生町に住んでよかった」、「平生町に住んでみたい」と思われるように愛着と好感を持たれる魅力あふれるまちづくりを推進していくこと、そして、持続可能な行政基盤を構築していくことの両立を図っていくことが重要で

あると考えております。

また、高度化、複雑化する行政課題やポストコロナに向けて変化する価値観に的確に対応し、まちが成長を続ける、未来を切り拓く取り組みを進めることが必要であることから、令和4年度の予算編成テーマを「魅力的で活気に満ちたまちづくり」と定め、地域資源を活用した地域ブランド戦略と少子高齢化対策を重点施策と位置づけ、予算編成を行いました。

資料としてお示しした「令和4年度当初予算の概要」では、新年度に取り組みます主な事業について、総合計画で決めました5つの基本目標ごとに整理しております。

まずは、1つ目の基本目標「魅力と活気あふれるまちづくり」では、イタリアーノひらお事業に引き続き取り組むとともに、新たな発想による定住対策、観光振興策に取り組んでまいります。

2つ目の基本目標「ひとが輝くまちづくり」では、子育て支援に重点的に取り組んでまいります。

3つ目の基本目標「生涯安心なまちづくり」では、こどもの医療費助成について拡充を図るとともに、地域の助け合い活動を推進してまいります。

4つ目の基本目標「安全で快適に暮らせるまちづくり」では、新たに防災対策に取り組むとともに、快適な生活を支える基盤づくりに取り組んでまいります。

最後、5つ目の基本目標「未来へつなぐまちづくり」では、自治体のデジタル化に向けた取り組みを進めることとしております。

それぞれ個別の内容につきましては、後ほど、新年度予算のところで御説明させていただきます。

次に、12月定例会以降の諸般のことを中心に、行政報告として触れてみたいと思います。

今年の年明けは、穏やかなものでした。

山口県の新型コロナウイルスによる新規感染者数は、昨年9月以降に激減し、感染状況は年明けにかけて、落ち着いた様子で推移しておりました。

しかしながら、年明けから1週間もたたないうちに県東部を中心に感染者が爆発的に増加し、県内の新規感染者数は日を迫うごとに増加、2月1日には全県を対象にまん延防止等重点措置が適用されることとなりました。

年始の行事では、1月4日に県下トップをきって開催となります平生町消防出初式は、規模を縮小して2年ぶりに開催することができましたが、成人式につきましては、開催を4月に延期しております。

町内の公共施設も休館等の措置を行うことになり、町民の皆様には御不便をおかけいたしました。これらの措置は、まん延防止等重点措置の解除とともに緩和いたしております。

新型コロナウイルスワクチン接種事業については、医療従事者を除いた方の3回目接種を1月



21日から開始しております。

まず、75歳以上を対象に200人限定で先行実施した方の3回目接種を1月21日に行いました。

町内の高齢者施設等に入所している方や施設の職員の接種については、2月上旬までに、他の高齢者についても2月末までに概ね完了いたしました。

また、町内の保育園、小中学校の教職員及び児童クラブの支援員など子供に関わる職種の方や一般廃棄物の収集運搬などに携わる方の接種についても、集団接種を行ってまいりました。

高齢者以外の方の接種については、2回目接種完了から概ね6カ月経過した段階で、順次接種券を発送しており、昨年10月上旬までに2回目の接種を完了した方については、4月末までに3回目の接種が完了する見込みとなっております。

なお、3月3日時点で、3回目の接種を終えた方は4,572人で、接種率としましては51.05%となっております。

次に、平生町都市計画道路の見直しについてです。

国道188号柳井・平生バイパスに関連する3・4・7平生横幹線の廃止、3・3・1国道188号線平生バイパスの変更について、昨年10月5日に都市計画説明会を開催いたしました。この計画の変更案に係る意見の公述の申し出はありませんでした。

また、11月26日から12月10日の期間に計画の変更案を縦覧する法定手続きを行いました。意見はありませんでした。

続きまして、平生町都市計画用途地域の見直しです。

当該区域において土地利用に支障が想定されるため、商業地域の一部地域を準工業地域へ変更することについて、当該区域内の自治会、関係する企業へ個別に説明を行い、合意形成を図りました。

去る10月22日から11月19日までの期間に、計画の変更案の縦覧を行うとともに、10月29日に都市計画説明会を開催しましたところ、この都市計画変更に係る意見の公述の申し出はありませんでした。また、年明けの1月7日から1月21日までの期間に計画の変更案を縦覧する法定手続きを行いました。意見はありませんでした。

これら3つの案件に対しまして、2月8日に平生町都市計画審議会を開催し、審議の結果、承認を得られましたので、本日3月8日付で都市計画決定の告示を行い、本都市計画の変更となりましたので御報告させていただきます。

以上、12月定例会以降の主なことについて、行政報告として報告をさせていただきました。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に、教育行政に関する報告を求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、12月定例議会以降の教育行政について、御報告申し上げます。

まず、学校現場における新型コロナウイルス感染症の影響と対応についてであります。オミクロンという変異株によりまして、感染が一気に増加しましたが、3学期に入り本町においても児童生徒の感染が確認されました。

本町では初めての児童生徒への感染であったことから、当該校の校長や事務局職員が保健所に出向いて、詳細な助言を受け、その助言を参考に、学年閉鎖等の措置をとることにいたしました。

措置の内容を伝える際には、当該校はもちろんですが他の学校等の保護者に対しても、町内学校での感染確認の情報とともに、保健所の助言や近隣の検査体制など細かな情報を提供することで、保護者の安心につながるよう努めたところでございます。

特に今回は、初めての児童生徒の感染確認であったことに加えて、県内でのまん延防止等重点措置の期間であったこともあり、感染者の確認が引き続きあり得ることから、教育長名で臨時休業等の措置をとる際の基準や、発熱等の症状が出た場合だけでなく、感染の不安を覚える場合の対応などを記した文書を全ての保護者に配布いたしました。

また、3月3日からの平生小学校の学年閉鎖については、複数学年にまたがったこともあり、感染の急な拡大への懸念から、希望者に対して町によるPCR検査を実施したところです。

なお、休業等期間の健康観察や学習についてのオンラインによる指導についても準備をして対応したところでありまして、今後におきましても、休業等期間の対応の改良・充実とともに、引き続き感染症対策を徹底し、学校教育活動を継続させていきたいと考えています。

次に、恒例の小学校の二分の一成人式ですが、1月21日に平生小学校、2月19日に佐賀小学校において行いました。感染症対策として参観等の人数制限などを行っていますが、保護者のみなさんが見守る中、一人一人の夢が語られ、子供たちには自分の誕生がどれだけ家族に祝福されたか、健やかな成長を期待されているかが伝わり、保護者にとっては今まで気づけなかった子供の成長を知る良い機会になったと思います。

続きまして、小中高連携英語教育に関する報告です。

これは国際社会で活躍することができる人材の育成という観点から、小・中・高等学校の教員が学校の枠を越えて、相互に連携・協力しながら児童生徒の学力向上とともに、指導力の向上を図ることを目的として、今年度、佐賀小・平生小・平生中・熊毛南高校が指定校となり、5月の第1回推進協議会を皮切りに研修や出前授業、熊毛南高校の生徒が平生小で授業を行う小高交流授業、各校の授業公開など行ってきました。1月の授業公開については、コロナ禍から、オンラインでの授業配信による授業公開となりましたが、工夫した活動の継続・充実により、英語教育

の強化を図ることができました。

続きまして、社会教育関連の行事でございます。

まず、昨年の「令和3年成人式」についてですが、新成人が一堂に会しての式典を中止し、式典の一部内容動画のオンデマンド配信等としていますが、新成人や実行委員から再会できる場を設定して欲しいという御要望をいただき、この「再開の場」の開催について、実行委員と協議を続けておりました。新型コロナウイルス感染症の収束がみられずなかなか開催することができませんでした。令和3年12月26日に、実行委員と協議の上、開催することとしました。

18名の参加申込みがあり、当日、急遽の欠席により、参加者は13名でしたが、参加者からは、「短い時間だった集まれてよかった」など、久しぶりに再会できた喜びの声を聞くことができました。また、参加できなかった同級生からもたくさんのメッセージが届いていました。

また、「令和4年成人式」は、令和4年1月9日に開催する予定としておりましたが、年明けからの感染者の急増から、県内でまん延防止等重点措置が適用されたこともあり、4月30日土曜日に延期としています。開催につきましては、今後の感染状況を見ながら進めてまいりたいと思います。

次に、今年度の平生中学校の「立志の集い」は、3月23日水曜日に規模を縮小し、新型コロナウイルス感染防止対策を講じて開催する予定でございます。

最後に、社会教育及びスポーツ施設についてです。

1月9日からの県内でのまん延防止等重点措置の適用等により、図書館、歴史民俗資料館、民具館、阿多田交流館、体育館、武道館、音楽道場、堀川公園テニスコート、ハートランドひらおスポーツレクリエーション公園キャンプ場の全ての施設を休館・利用中止としました。

2月20日にはまん延防止等重点措置が解除となりましたので、2月22日火曜日から全施設条件付きで開館・利用開始としています。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） これをもって、行政報告を終わります。

.....

日程第5. 議案第4号

日程第6. 議案第5号

日程第7. 議案第6号

日程第8. 議案第7号

日程第9. 議案第8号

日程第10. 議案第9号

日程第11. 議案第10号

日程第12. 議案第11号

日程第13. 議案第12号

日程第14. 議案第13号

日程第15. 議案第14号

日程第16. 議案第15号

日程第17. 議案第16号

日程第18. 議案第17号

日程第19. 議案第18号

日程第20. 議案第19号

日程第21. 議案第20号

日程第22. 議案第21号

日程第23. 議案第22号

日程第24. 議案第23号

日程第25. 議案第24号

日程第26. 議案第25号

日程第27. 議案第26号

日程第28. 議案第27号

日程第29. 議案第28号

日程第30. 議案第29号

日程第31. 議案第30号

日程第32. 議案第31号

日程第33. 報告第1号

○議長（中川 裕之君） 日程第5、議案第4号「令和3年度平生町一般会計補正予算」から日程第32、議案第31号「山口県市町総合事務組合の財産処分について」までを一括議題といたします。

それでは、町長から提案理由の説明並びに日程第33、報告第1号、町長専決処分指定事項の専決処分の報告についての報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、御提案をいたします、予算14件、条例10件、事件4件の議案につきまして、順を追って説明を申し上げます。

議案第4号「令和3年度平生町一般会計補正予算」であります。

今回の補正額9,795万1,000円を増額いたしまして、予算総額は74億4,208万

7, 000円となるものであります。

歳出の主なものより申し上げます。

23ページの情報通信費では、社会保障・税番号制度システム改修に要する増額補正が主なものであります。同システム改修は令和4年度へ繰り越しし、実施する予定であります。

財産管理費では、確定見込みによりまして減額いたすほか、財政基金への積立金を増額いたすものであります。

24ページにかけての地域振興費では、支出見込みにより減額または増額いたすほか、地方バス路線維持対策費補助金を新たに計上いたしております。

24ページの地域交流センター運営費では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、報酬などにおきまして支出見込みによる減額が主なものであります。

25ページにかけての新庁舎整備事業費では、新庁舎建設に際し、皆さんからお寄せいただいた寄附金などを公共施設建設基金に積み立てるほか、庁用備品をリース料から購入費へ振り替えるものが主なものであります。

26ページにかけての賦課徴収費では、委託料におきまして事業費の確定見込みにより、減額いたすものが主なものであります。

26ページの戸籍住民基本台帳費では、個人番号通知書・個人番号カード関連事務に要する経費を交付金に増額補正いたすものであります。

28ページにかけての選挙費では、2つの選挙費につきまして確定見込みによりまして、減額いたすものであります。

28ページの社会福祉総務費では、繰出金におきまして国民健康保険事業勘定特別会計の補正に伴いまして、増額いたすものであります。

29ページの福祉医療対策費では、扶助費の福祉医療費におきまして支出見込みにより減額または増額補正をいたすものであります。

30ページにかけての障害者福祉費では、主に支出見込みにより更生医療給付費を増額補正いたすものであります。

30ページの高齢者保健対策費では、繰出金におきまして介護保険事業勘定特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の補正に伴いまして、それぞれ減額いたすものであります。

児童福祉総務費では、支出見込みにより子育て世帯生活支援特別給付金を減額補正いたすものであります。

31ページの児童措置費では、児童手当の支出見込みによりまして減額いたすものであります。

保育所運営費では、主に補助金におきまして保育士等の処遇改善臨時特例交付金を増額いたすものであります。

保健衛生総務費では、柳井医療圏救急医療施設運営に要する負担金を増額補正いたすものであります。

32ページの母子衛生費では、妊婦健康診査委託料の減額補正が主なものであります。

33ページにかけての予防費では、主に乳幼児予防接種や新型コロナウイルスワクチン接種業務につきまして、支出見込みにより増額いたすものであります。

33ページの環境保全費では、実績により補助金を減額補正いたすものであります。

34ページの清掃費では、確定見込みにより周東環境衛生組合への負担金を減額補正いたすものであります。

労働福祉対策費では、県労働福祉金融制度の寄託金を確定により減額いたすものであります。

35ページにかけての農業振興費では、主に実績により農地確保事業などの補助金を減額補正いたすものであります。

35ページの土地改良事業費では、確定見込みにより委託料や県事業負担金を減額いたすものであります。

ひらお特産品センター管理費では、実績見込みにより特産品販売支援事業補助金を減額いたすものであります。

36ページの林業総務費では、実績見込みにより森林経営管理委託料を減額いたすほか、森林環境整備基金への積立金を増額いたすものが主なものであります。

水産業振興費では、実績見込みにより水産振興対策事業費補助金を減額いたすものであります。

37ページにかけての漁港建設事業費では、主に入札減によりまして工事請負費を減額補正いたすほか、繰出金におきまして漁業集落環境整備事業特別会計の補正に伴いまして増額補正をいたすものであります。

37ページの商工総務費では、主に町内経済循環事業委託料や新生活様式導入支援事業補助金におきまして、実績見込みにより減額補正をいたすものであります。

38ページにかけての観光費では、主に新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント等の減少により減額補正をいたすものであります。

39ページにかけての土木総務費では、スキャナー購入費や住宅建築物耐震化促進事業補助金などを確定見込みにより減額いたすものであります。

39ページの道路橋梁新設改良費から40ページの港湾建設費までは、県事業負担金額を確定見込みによりまして、減額または増額補正いたすものであります。

41ページの下水道整備費では、下水道事業特別会計の補正に伴いまして、繰出金を増額いたすものであります。

42ページの教育費事務局費では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経費の減額やIC

T 支援員配置委託料などを確定見込みにより減額補正いたすものであります。

4 3 ページの小学校費学校管理費では、学校教育活動継続支援事業補助金を新たに計上いたしております。同事業は令和4年度へ繰り越しし、活動を支援してまいります。

教育振興費では、支出見込みにより就学援助費補助金などを減額補正いたすものであります。

4 4 ページの中学校費学校管理費では、主に学校教育活動継続支援事業補助金を新たに計上いたしております。同事業は令和4年度へ繰り越しし、活動を支援してまいります。

教育振興費ではそれぞれ支出見込みにより委託料や就学援助費補助金などを減額補正いたすものであります。

給食費では、主に支出見込みにより報酬を増額補正いたすものであります。

4 5 ページの幼稚園費では、主に支出見込みにより報酬を減額補正いたすものであります。

4 6 ページから4 7 ページにかけての保健体育総務費は、主に新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、経費の減額補正をいたすものであります。

4 7 ページの保健体育施設費では、工事請負費におきまして入札減により減額補正いたすものが主なものであります。

4 8 ページから4 9 ページにかけての災害復旧費では、農業用施設と土木施設において単独事業費における工事請負費の振替をいたすほか、林業用施設の単独事業費は確定見込みにより減額補正を、農業用施設の補助事業費は激甚災害の指定を受けたことによる単独事業との財源調整を、林業用施設の補助事業費は支出見込みにより増額補正をいたすものであります。

4 9 ページの公債費の元金につきましては、利率見直しに伴い増額いたすものであり、利子につきましては、償還額の確定に伴い減額いたすものであります。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

1 2 ページの町税では、町民税の法人が当初の見込み額を上回ることから増額補正をいたすものであります。

1 3 ページにかけての各種交付金につきましては、見込み額を踏まえ減額または増額補正をいたすものであります。

1 3 ページの地方交付税では、国税の増収に伴い、基準財政需要額に臨時経済対策費が新たに設けられるなど、普通交付税の追加配分がなされ、増額補正を行うものであります。

分担金及び負担金につきましては、老人保護措置におきまして歳入見込みから増額補正をいたすものであります。

1 4 ページの農業費分担金では、令和3年農業用施設災害復旧事業の事業費精算等に伴い減額補正をいたすものであります。

使用料におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う施設使用料の減額補正をいた

すものであります。

15ページからの国庫支出金、県支出金につきましては、主に歳出において御説明いたしました事業に伴います特定財源であり、事業費見込みや財源調整のため減額または増額をいたすものであります。

18ページの災害復旧費県補助金では、農業用施設におきまして国の激甚災害の指定を受けたことに伴う増額補正であります。

19ページの寄附金は、新庁舎建設事業にお寄せいただきました寄附金を増額補正いたすものであります。

諸収入の雑入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う複写機の使用料減額や市町村振興宝くじ交付金を増額補正いたすものが主なものであります。

20ページからの町債では、対象となる事業費の見込みによりまして、増額または減額をいたしております。

新庁舎整備事業では、緊急防災・減災事業債の適用が認められたことに伴う増額補正をいたすものであります。

前に戻りまして、7ページ、第2表の繰越明許費につきましては、総務管理費の文書管理システム導入事業などに要する経費を令和4年度へ繰り越すものであります。

9ページの第3表、地方債補正につきましては、先ほどの歳入で御説明いたしました地方債の増額または減額によりまして、起債額を変更いたすものであります。

なお、51ページから53ページに給与費明細書、54ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

以上で、議案第4号「令和3年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第5号「令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」につきまして御説明申し上げます。

今回の補正額4,786万7,000円を増額いたしまして、予算総額は16億8,625万8,000円となるものであります。

歳出につきましては、8ページでございます。

保険給付費の一般被保険者療養給付費につきまして、支出見込みにより増額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページからでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の減免分として保険税を減額いたし、国庫補助金の災害等臨時特例補助金及び県補助金の特別交付金により保険税の減額分に対応いたすものであります。また、保険給付費の増額に伴う県補助金の普通交付金を増額いたすものであります。



続きまして、議案第6号「令和3年度平生町下水道事業特別会計補正予算」につきまして御説明申し上げます。

今回の補正額1,277万1,000円を減額いたしまして、予算総額は7億3,475万1,000円となるものであります。

歳出につきましては、8ページでございます。

下水道管理費、下水道整備費ともに、支出見込みによりそれぞれ増額または減額いたすものであります。

公債費の利子につきましては、償還額の見込みに伴い減額いたすものであります。

歳入につきましては、7ページであります。

下水道事業費負担金につきましては、当初の見込みを上回るため、増額いたすものであります。町債につきましては、事業費の適債性等を踏まえ、減額または増額し財源調整をいたすものであります。

戻りまして、4ページの第2表、繰越明許費につきましては、公共下水道整備事業につきまして、令和4年度へ繰り越すものであります。

4ページに地方債の変更を、10ページに地方債に関する調書を添付しております。

議案第7号「令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算」につきまして御説明申し上げます。

今回の補正額9万5,000円を減額いたしまして、予算総額は1億1,320万円となるものであります。

歳出につきましては、8ページでございます。

公債費の利子につきましては、償還額の見込みに伴い、減額いたすものであります。

歳入につきましては、7ページであります。

漁業集落排水施設使用料につきましては、当初の見込みを下回るため、減額いたすものであります。

町債につきましては、事業費の適債性等を踏まえ、減額または増額し財源調整をいたすものであります。

4ページに地方債の変更を、9ページに地方債に関する調書を添付しております。

続きまして、議案第8号「令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算」につきまして御説明申し上げます。

今回の補正額95万1,000円を減額いたしまして、予算総額は2,353万2,000円となるものであります。

歳出につきましては7ページであります。

主に報酬におきまして、出務回数によります支出見込みから減額補正をいたすものであります。歳入につきましては6ページであります。

負担金の減額と繰入金の減額により財源調整をいたすものであります。

なお、8ページに給与費明細書を添付しておりますので御参考に供していただきたいと思ます。

続きまして、議案第9号「令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正額8,683万6,000円を減額いたしまして、予算総額は13億8,875万3,000円となるものであります。

歳出につきましては、9ページからでございます。

介護認定審査会費では熊南地域介護認定審査会特別会計への繰出金を減額補正いたすものであります。

10ページからの保険給付費におきましては、給付見込みにより減額いたすものであります。

12ページの地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費では、支出見込みにより減額補正いたすものであります。

13ページの任意事業費では、介護用品支給事業費を支出見込みによりまして減額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページからでございます。

6ページの介護給付費国庫負担金、国庫補助金の調整交付金、支払基金交付金につきましては、介護給付費の見込みに伴いまして、財源調整いたすものであります。

国庫補助金、県補助金の地域支援事業交付金などにつきましては、介護予防・生活支援サービス事業費や任意事業費の見込みにより減額いたすものであります。

また、対象事業費の減額に伴い、基金からの繰入金を減額補正いたすものであります。

なお、14ページから給与費明細書を添付しておりますので御参考に供していただきたいと思ます。

続きまして、議案第10号「令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額221万7,000円を減額いたしまして、予算総額は、2億6,205万6,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定に要する経費を減額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページであります。歳出の減額に伴い、一般会計繰入金を減額補正いたすものであります。

続きまして、議案第11号「令和4年度平生町一般会計予算」につきまして、御説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、議案とともに令和4年第2回平生町議会定例会資料をお配りいたしておりますが、この資料の2ページに前年度との款別比較、並びに3ページに予算節別分析を記載しておりますので、予算書とあわせてご覧いただきたいと思っております。また、当初予算の概要を別冊にてお配りしておりますので、あわせて御参考に供していただきたいと思っております。

一般会計の予算総額は56億9,300万円でありまして、前年度比1億500万円、1.8%の減少となっております。

それでは、主要事業や新規事業を中心に歳出から御説明を申し上げます。

37ページからであります。

議会費につきましては、6,477万5,000円で、前年度比229万6,000円、3.7%の増加であります。

新たに山口県町議会議長会助成事業を活用した研修に要する経費を旅費や負担金に計上いたしております。

39ページからの総務費は11億5,477万9,000円で、前年度比2億8,652万1,000円、19.9%の減少となっております。新庁舎整備事業費の減額が減少の主な要因です。

一般管理費では、新規事業として地域人権啓発活動活性化事業のイベントを本町引き受けで開催することとしており、所要額を主に委託料に計上いたすほか、新個人情報保護法が令和5年春に施行される予定であり、個人情報ファイルの作成・公表が義務づけられることからファイル簿整備に要する経費を委託料に計上いたしております。

また、道路交通法施行規則の改正に伴い、アルコール検知器を使用して酒気帯びを確認することが令和4年10月から義務づけられることから、アルコール検知器を購入する経費を備品購入費に計上いたしております。

これまで職員が行ってまいりました町長の公用車運転業務を民間に委託することとし、所要額を委託料に計上いたしております。

さらに、一般家庭同様に処分してまいりましたごみを、事業系一般廃棄物としてごみの分別処分を行うための所要額を委託料に計上いたしております。田布施町と足並みを揃えて10月から実施する予定であります。

42ページからの情報通信費では、機構改革に伴い5月1日からデジタル推進課が所管となり

まず新規事業として、行政手続きのオンライン化による住民の利便性の向上や行政運営の効率化を図るほか、令和7年度のシステム標準化に向けてデジタル化の課題の抽出を行い、スムーズな移行を目指してまいります。

また、高齢者向けのスマートフォン体験講座を開催し、デジタル化社会の推進を図ってまいります。

なお、広報ひらお発行業務に係る経費につきましては、地域振興費へ計上替えをしております。

44ページからの財産管理費は、新規事業として、公共施設等の個別施設計画を踏まえたマネジメントの支援事業や佐賀保育園の送迎用車両の借上料などを計上いたしております。継続的な取り組みとして新型コロナウイルス感染症対策に要する消耗品の経費を計上いたすほか、公共施設の老朽化対策の財源確保として公共施設整備基金への積立金を引き続き計上いたしております。

46ページからの地域振興費では新規事業として、移住支援サイトを開設して、まちの魅力などを発信し、オンラインツアーの実施、まちの魅力をPRするパンフレットの作成、住宅を整備し本町での生活を体験できる移住体験など移住定住の取り組みを、新たに採用する地域おこし協力隊員とともに進めてまいります。

また、地域活性化起業人制度を活用し都市地域の民間企業の社員を受け入れ、業務の経験やノウハウを生かし、まちの魅力づくりの推進を図るためイタリアーノひらおの推進方針等を策定してまいります。

イタリアーノひらお推進事業を展開する地域おこし協力隊員によるオリーブの特産品開発に向けた取り組みに要する経費、地域コミュニティ協議会への支援、集落支援員の配置に要する経費、宝くじ助成事業を活用した地域コミュニティ活動への助成事業などを引き続き計上いたしております。

また、若者が定住する際、住宅購入費用を助成する若者定住促進住宅補助事業等の移住・定住促進に要する経費は町内への転入を拡充し、計上いたしております。

地方創生に係る成功事例などを共有し、新たな知と方法を生み出すためのヒントを学び、人材育成を図る、地方創生人材育成伴走型支援業務に引き続き取り組んでまいります。

49ページからの交通安全対策費では、地域の安全対策としてガードパイプの整備に要する工事請負費や街路灯設置費補助金を計上いたしております。

また、安全で安心なまちづくりと環境負荷を低減するために策定した街路灯LED化計画に基づく計画的な整備を進めてまいります。

50ページからの地域交流センター運営費は、新規事業として、県の地域運営・交流等拠点整備支援補助金を活用した平生まち・むら地域交流センターの床改修等に要する経費のほか、佐賀地域交流センター佐合分館のトイレ改修等に要する経費を計上いたしております。

52ページからの新庁舎整備事業費は、7月の完成を目指して工事請負費に既存の庁舎の改修等に相当する債務負担行為の精算分を計上いたすほか、旧庁舎解体工事費を計上いたしております。また、4月末の落成式等に要する経費や庁舎移転に要する経費を計上いたしております。

54ページからの賦課徴収費は、新規事業として地方税共通納税システムなどの改修に要する経費、住民税課税資料のペーパーレス化や税証明書における電子公印の導入など事務の効率化とデジタルの推進に取り組んでまいります。

56ページからの戸籍住民基本台帳費では、新たな取り組みとしてマイナンバーカードの交付促進のための申請支援を行うほか、電子公印を導入し窓口サービスの充実を図ってまいります。

また、行政手続のデジタル化を推進するため、旅券の電子申請導入に必要な機器を整備し、住民の利便性の向上を図ります。

継続的な取り組みとして、令和5年度中に全国で戸籍謄本等の交付が可能となる戸籍システムの整備に要する経費を計上いたしております。

58ページからの選挙費では、予定されております参議院議員選挙、町長選挙、町議会議員補欠選挙、山口県議会議員選挙の執行に要する経費を主に計上いたしております。

64ページからの民生費は16億4,979万3,000円で、前年度比6,629万8,000円、4.2%の増加となっております。

こども医療費助成事業、子ども家庭総合支援拠点業務、私立幼稚園施設利用負担金などの増額が増加の主な要因であります。

社会福祉総務費では、避難行動要支援者名簿の更新・整備を行い、個別避難計画策定に向けた取り組みに要する経費を計上いたしております。

福祉センターの維持管理に要する経費を、社会福祉総務費から児童環境づくり推進事業費へ計上替えをいたしております。

そのほか、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金の計上が主なものであり、未就学児均等割保険税対策が新設されています。

65ページからの老人福祉総務費では、緊急時におけるひとり暮らしの高齢者等の通報体制に要する経費を計上いたすほか、田布路木老人集会所の施設補修費を計上いたしております。

66ページの福祉医療対策費では、保険適用医療費の自己負担分を助成する経費を計上いたしております。中学生までを対象としたこども福祉医療費ではこれまで所得制限を設けておりましたが、新たに令和4年8月から所得制限を撤廃し、無料で医療が受けられることとなり、子育て支援の充実を図ってまいります。

68ページにかけての障害者福祉費では、障害福祉サービス費負担金及び障害児給付費負担金が予算額の8割以上を占めており、意思疎通支援事業や日常生活支援事業のほか、日常生活用具

給付等の所要額を計上いたしております。

68ページからの高齢者保健対策費では、高齢者の保健業務と介護予防などを一体的に行い、高齢者の心身の特性に応じて、きめ細かな支援を引き続き行ってまいります。

後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした人間ドックの費用助成のための経費、後期高齢者医療療養給付費負担金や介護保険事業勘定特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

70ページからの児童環境づくり推進事業費では、子ども家庭総合支援拠点の設置、養育支援訪問事業、子育て支援センターの福祉センターへの新設、児童クラブの保育時間の拡充やICT化にかかる事業費を計上いたし、子育て支援の充実を図ってまいります。

72ページからの保育所運営費では、町立佐賀保育園の運営費と法人保育園保育委託料が主なものであります。

佐賀保育園では、新たに園児の送迎車両を借り上げ、園児の確保と保護者の負担軽減を図ってまいります。車両の借上料につきましては、財産管理費へ計上いたしております。

また、佐賀保育園の照明改修やトイレ改修等を行い、適切な施設維持管理を進めてまいります。

77ページからの衛生費は3億9,970万5,000円でありまして、前年度比1,880万9,000円、4.9%の増加となっております。

カンガルーノひらお妊婦応援事業、空家等実態調査業務委託料などの増額が増加の主な要因です。

保健衛生総務費では、柳井地域広域救急医療事業や救急告示病院運営費、柳井医療圏救急医療施設運営費の負担金等を計上いたしております。

また、周産期医療を担う総合病院に補助する費用を引き続き計上いたしております。

78ページからの母子衛生費では、新規事業として支援ソフトを導入し、スマートフォンアプリにより母子手帳の電子化を図ります。

妊娠期から子育て期にわたり総合的相談支援を行う、子育て世代包括支援センターの運営に要する経費を引き続き計上いたすほか、乳幼児健康診査や妊婦健康診査、産後の初期段階における母子に対する支援体制を強化するため、産後ケア事業に要する経費を計上いたしております。

また、家族の支援がない妊産婦への相談及び家事支援を民間事業者にお願いする産前産後サポート事業に引き続き取り組んでまいります。

80ページからの予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種関連経費を計上いたし、感染予防対策を進めてまいります。5歳から11歳までの小児の接種も実施いたします。

風疹の感染症予防対策として、抗体検査の受診や定期接種の実施に要する経費のほか、各種予防接種にかかる経費を引き続き計上いたしております。

81ページからの健康づくり推進事業費では、継続事業といたしまして、各種検診事業やがん検診事業などの所要額を計上いたしております。

また、国民健康保険の被保険者で過去5年間、町が実施しているがん検診を受診されていない人に受診の勧奨を行います。

83ページからの環境保全費は、令和4年度で計画期間が満了する空家等対策計画の改定に要する経費や危険な空き家を解体除却した人に対する補助金を計上いたしております。

なお、機構改革による所管課の変更に伴い、林業総務費から鳥獣被害対策実施隊の報酬を初め、有害獣防除柵設置事業費や鳥獣被害防止対策事業費などを計上替えいたしております。

84ページからの清掃費では、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合への負担金が主なものであります。

○議長（中川 裕之君） ここで、暫時休憩いたします。再開を10時10分といたします。

午前9時59分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 86ページの労働費は424万8,000円でありまして、前年度比1万2,000円、0.3%の減少となっております。

87ページからの農林水産業費につきましては2億9,914万2,000円でありまして、前年度比5,311万4,000円、15.1%の減少となっております。農業水路等長寿命化・防災減災事業費の減額が減少の主な要因です。

農業委員会費では、業務効率化事業としてタブレット導入経費を計上いたしております。

88ページからの農業振興費では新規事業として、耕作放棄地を再生し、新たな作付けを行う農地について、再生費用の一部に補助金を交付する耕作放棄地解消事業に取り組むほか、農地の集積化を予定している地域の将来構想図を作成し、協議資料として活用することとしております。

また、名切オリーブファームに植樹したオリーブ及びレモン苗木の鳥獣被害を防止するための防除柵を設置します。

耕作可能農地を確保していくため、一定の条件を満たす農地の維持費に対し補助金を交付する農地確保事業や小規模農家等がレンタルした農機具のレンタル経費の一部に対し補助金を交付する小規模農家支援事業に引き続き取り組んでまいります。

89ページの畜産業費では、柳井地域屠畜場の解体に向け、焼却炉等の事前分析調査に要する経費を計上いたしております。

90ページからの土地改良事業費では、主に農業水路等長寿命化・防災減災事業に要する経費

を工事請負費に計上いたしております。

91ページからのひらおハートピアセンター運営費では、新規事業として、令和4年度に一部収穫が見込まれるオリーブの果実を活用し、住民と搾油体験を実施するための備品購入費など所要額を計上いたしております。

また、樹木伐採など施設整備等に要する経費を計上いたしております。

92ページのひらお特産品センター管理費では、生産者に対するイタリア野菜の種子代金を補助する経費を引き続き計上いたしております。

93ページの林業総務費では、やまぐち森林づくり県民税活用事業として、繁茂竹林伐採に対する補助を行うほか、ハートピアセンターからの眺望改善を行うこととしております。また、森林環境譲与税を活用し、町内民有林の適切な管理を進めていくため、森林所有者に対する意向調査及び森林の現地調査を行います。

94ページからの水産業振興費では、漁業研修終了後、漁業経営を始めた就業者に対し、経営安定のための支援を行う所要の経費を計上いたすほか、漁協が新規漁業就業者を対象に漁船等装備品のリース事業を行うことに対し、補助金を交付します。

また、水産振興対策事業費として、種苗の放流事業及び新規漁業就業者募集活動等にかかる経費を漁協に対し引き続き助成することとしております。

95ページからの漁港建設事業費では、漁港海岸保全施設整備事業として西魚見地区や浜田地区の胸壁工事に係る経費を計上いたしております。

その他、漁業集落環境整備事業特別会計への繰出金が主なものであります。

97ページからの商工費は3,804万9,000円でありまして、前年度比15万3,000円、0.4%の増加となっております。

商工振興費では、平生町商工会への補助金として商工振興対策費やひらお産業まつりへの補助金等の所要額を引き続き計上いたしております。

また、質の高い消費者問題の相談が受けられることを目的に、1市4町で広域的に消費生活相談窓口を設置することに伴う広域消費生活センター運営費に係る経費を引き続き計上いたしております。

98ページからの観光費では、新規事業として、イタリア半島との類似性をさらに強調するため、室津半島の空撮を行い、ポスターを作成するなど観光PR資材として活用いたすほか、令和3年度に作成した「イタリアーノひらおプロモーション動画」を民放局のテレビコマーシャルで放映するなど広告宣伝を行い交流人口の拡大を図ってまいります。

また、アフターコロナにおける観光振興のため、観光協会が実施する大星山サイクルフェスタに対し、補助金を交付します。



継続事業として観光協会への補助や、広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会負担金として広島広域都市圏での取り組みに要する所要額を引き続き計上いたしております。

100ページからの土木費は7億9,503万4,000円でありまして、前年度比1億2,135万3,000円、18.0%の増加となっております。

住宅・建築物耐震化促進事業費、道路橋梁補修事業費などの増額が増加の主な要因です。

土木総務費では、新規事業として、大地震時における滑動崩落による宅地の被害を軽減するため、大規模盛土造成地の安全性把握調査を実施するための計画を作成する宅地耐震化推進業務に要する経費を計上いたしております。

101ページからの道路橋梁維持費では、道路橋梁補修事業に要する経費を計上いたすほか、橋梁点検に要する経費を計上いたしております。

102ページからの道路橋梁新設改良費では、主に単独町道改良事業の所要額を計上いたすほか、県道路改良事業に要する負担金を計上いたしております。

103ページからの河川維持改良費につきましては、単独河川改修事業や緊急浚渫推進事業に要する経費を計上いたすほか、大内川総合流域防災事業などの県への負担金を計上いたしております。

105ページの港湾建設費では、港湾改修事業の県への負担金などを計上いたしております。

106ページにかけての都市計画総務費では、都市計画基礎調査に要する経費を計上いたしております。

106ページの下水路費では、主に単独下水路改修事業に要する経費を計上いたしております。

107ページからの住宅管理費では、新規事業として、中村団地集会所及び隅田団地の解体事業に要する経費を計上いたすほか、隅田団地の擁壁改良工事に要する経費を計上いたしております。

磯崎団地の外装改修事業に要する経費を引き続き計上いたしております。

108ページの下水道整備費では、下水道事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

109ページからの消防費は、2億7,924万5,000円でありまして、前年度比416万円、1.5%の増加となっております。

柳井地区広域消防組合への負担金の増額が主な増加の要因です。

非常備消防費では、消防団員の処遇改善における報酬の引き上げ、消防団員制服基準の改正に基づき、夜間でも安全に活動でき消防団員の安全面や機能性及び運動性の向上を図る消防団活動服の更新事業に要する経費、災害時、上水道の供給停止に備えた非常用飲料水袋、避難所での間仕切りや感染症対策となるパーティション TENT を計画的に備蓄し、被災者の安全・安心を確保する所要額をそれぞれ計上いたしております。

また、地震発生時において、直感的に必要な対応が理解できる防災アクションカードを作成し、新庁舎に対応した初動体制の構築に取り組む防災アクションカード等支援業務に要する経費を計上いたしております。

さらに、出水期を見据えた災害時における対応の手順等を確認するため、柳井県民局管内において、住民、県、市町などの防災関係機関が協働し、総合的な防災訓練を実施するに当たり、所要額を負担金に計上いたしております。

110ページからの消防施設費では、柳井地区広域消防組合への負担金が主なものであります。

112ページからの教育費は3億6,838万9,000円でありまして、前年度比11万5,000円の増加となっております。

事務局費では、教員の負担軽減のため教員業務支援員を配置する経費を計上しております。

また、令和4年度は従来のオンライン英会話授業のサポートに加え、小・中学校3校を巡回しながらソフトやアプリの操作指導、教員のICT活用への指導助言ができる支援員を配置し、ICT環境の効果的な活用を図ってまいります。

114ページからの小学校費の学校管理費では、平生小学校屋内運動場の照明改修事業などに要する経費を計上いたしており、施設整備を進めてまいります。

116ページからの教育振興費では、引き続き佐賀小学校に複式学級解消のため臨時的任用教員を配置することとし、きめ細かな配慮のある教育を推進してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策として修学旅行等支援事業補助金を新たに計上いたしております。

119ページからの中学校費の学校管理費では、特別教室棟のトイレ改修やグラウンドの防球ネット張りかえ工事などに要する経費を計上いたしており、施設整備を進めてまいります。

121ページからの教育振興費では、部活動の充実や教職員の負担軽減を図るための部活動指導員を引き続き配置する所要額を計上いたすほか、インターネット回線を利用して、外国の英語講師とオンライン環境でつなぎ、リスニング力や伝える力などを養う英語力アップ事業に所要額を計上いたしております。

また、新型コロナウイルス感染症対策として修学旅行等支援事業補助金を新たに計上いたしております。

125ページからの社会教育総務費では、引き続きゆめはな開花プロジェクト推進事業に要する経費を計上いたし、文化財等の周辺整備や花いっぱい運動を通じて交流人口の拡大を図ります。

令和4年1月の成人式はコロナの影響に伴い、4月末に改めて新たな門出を祝したいとの思いから所要額を計上いたしております。

学校・家庭・地域連携協力推進事業における家庭教育支援事業では活動の場を中学校まで広げており、引き続き教育支援活動の充実を図ってまいります。

127ページからの図書館費では、読み聞かせによる親子のコミュニケーションづくりに役立

てもらおうため、新生児に祝い品として絵本を贈呈する所要の経費を引き続き計上いたしております。

131ページの保健体育総務費では、学校と地域が協力・融合した部活動の実現に向けた取り組みの所要額を引き続き計上いたしております。

132ページからの保健体育施設費では、体育館・武道館周辺の環境整備に要する経費を計上いたし、施設の適切な維持管理と利用促進を図ってまいります。

134ページの災害復旧費は1,062万2,000円でありまして、昨年度比400万円、60.4%の増加となっております。

135ページの公債費は5億161万7,000円でありまして、前年度比195万7,000円、0.4%の増加となっております。

136ページの諸支出金につきましては1億960万2,000円でありまして、前年度比1,550万6,000円、16.5%の増加となっております。

上水道企業費における田布施・平生水道企業団への負担金の増額や共同運航事業の負担金の増額などが主な増加の要因です。

137ページの予備費につきましては、コロナ対策への備えとして300万円を含め1,800万円を計上いたしております。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

11ページからであります。

町税につきましては、全体では12億5,575万5,000円でありまして、前年度比では3,218万4,000円、2.6%の増加となっております。

景気回復傾向やコロナ減免の制度終了等を踏まえて増額を見込み、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の水準程度に回復すると見込んでおります。

13ページから16ページにかけての地方譲与税、各種交付金では令和3年度の実績見込みや地方財政計画等を勘案し、計上いたしております。

森林環境譲与税の一部は、町内民有林の適切な管理を進めていくため、森林所有者に対する意向調査及び森林の現地調査を行います。

17ページの地方交付税につきましては、地方財政計画における措置額の増額を踏まえ、全体で1億8,700万円、9.5%の増加を見込み、計上いたしております。

18ページの分担金及び負担金は2,323万円でありまして、前年度比で1.4%の減少となっております。

使用料及び手数料は4,267万7,000円でありまして、前年度比で2.1%の減少となっております。

21ページからの国庫支出金では、主に住宅・建築物耐震化促進事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額が主な要因で、前年度比では1億1,459万4,000円、20.9%の増加となっております。

24ページからの県支出金では、主に農業水路等長寿命化・防災減災事業費の減額により、前年度比で2,644万8,000円、5.8%の減少となっております。

30ページの寄附金につきましては、ふるさと納税分の寄附金であります。

31ページにかけての繰入金につきましては、財政基金から地域が抱える多様なニーズや諸課題の解決に向けた財政需要に対応するため、やむを得ず3,882万3,000円を繰り入れるものでございます。

また、公共施設整備基金から5,550万円を繰り入れ、新庁舎整備事業、公営住宅整備事業などに充当するものであります。

繰越金は、前年度同額の3,000万円を計上しております。

31ページからの諸収入は6,763万1,000円でありまして、前年度比では228万5,000円、3.3%の減少となっております。

35ページからの町債は4億8,060万円でありまして、前年度比4億2,510万円、46.9%の大幅な減少となっております。新庁舎整備事業費の減少が主な要因であります。

臨時財政対策債は地方財政計画における措置額の減額を踏まえ、減少を見込んでおります。

前に戻りまして、8ページの第2表、地方債につきましては、それぞれ適債事業や財政対策分として、町債を起こすものであります。

なお、138ページから143ページに給与費明細書、144ページから145ページに債務負担行為に関する調書、146ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、令和4年度平生町一般会計予算につきまして、説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計予算につきまして、別冊の予算書によって順を追って御説明を申し上げます。

議案第12号「令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」についてであります。

予算総額は16億7,808万5,000円でありまして、前年度比3.8%の増加となっております。

現在、国民健康保険事業は、県が国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの中心的な役割を果たし、町とともに運営を担っております。

歳出につきましては、13ページからでございます。

15ページからの保険給付費では、令和3年度実績見込みによりまして、一般被保険者療養給

付費は前年度比で5,537万4,000円の増加を見込んでおります。

16ページの高額療養費では、一般被保険者高額療養費で前年度対比256万4,000円の増加を見込んでおります。

18ページからの国民健康保険事業費納付金では、財政運営の主体が県であり、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分として所要の経費を計上いたしております。

20ページからの保健事業費の特定健康診査等事業費につきましては、集団健診や受診勧奨に取り組み、受診率の向上に努めてまいります。

戻りまして7ページからの歳入ですが、国民健康保険税につきましては、保険税率の改正により一般被保険者国民健康保険税は1億8,867万4,000円で、前年度比10.5%の増加を見込んでおります。

歳出と同様に、財政運営の主体が県となっておりますので、保険給付費等にかかる費用につきましては、県から交付されるため、県補助金へ相当額を計上いたしております。

9ページからの一般会計繰入金につきましては、それぞれのルール分により計上いたしております。新たに未就学児均等割保険税対策が新設されております。

基金繰入金につきましては、6,200万円を基金から繰り入れることとしており、財政運営の主体が県であること、被保険者の保険税負担軽減などを踏まえ、年次的に計画的な繰り入れを実施することとしております。

続きまして、議案第13号「令和4年度平生町下水道事業特別会計予算」についてであります。予算総額は7億7,169万6,000円でありまして、前年度比4.3%の増加となっております。

歳出につきましては、10ページからでございます。

下水道管理費では、法適用化支援業務に要する経費を計上し、公営企業法適用に向けた取り組みを進めることといたしております。

12ページからの下水道整備費では、管渠布設に要する工事請負費などの所要額を計上いたしております。

社会情勢の変化を踏まえ、目標年次、計画人口、計画汚水量など、全体計画の見直しと下水道事業計画の変更業務に取り組む所要額を委託料に計上いたしております。

13ページの公債費では、主に元利償還金で4億841万6,000円を見込んでおります。

戻りまして7ページからの歳入では、受益者負担金は対象面積の減少による減収を見込んでおります。

下水道使用料につきましては、令和3年度の実績見込み等を勘案し、1億2,800万円を見込んでおります。

8ページの国庫補助金につきましては、公共下水道事業にかかる国庫補助分でございます。

一般会計繰入金につきましては、主に全体計画の見直し、事業計画の変更業務に要する経費や職員の配置に伴う人件費分の増額により、前年度比では大幅な増加となっております。

9ページの下水道事業債は、公共下水道事業に対する借入額と資本費平準化債の発行を予定しております。

前に戻りまして、4ページの第2表、債務負担行為につきましては、下水道へ接続する水洗トイレ等改造資金の貸し付けに伴います損失補償に対するものであります。

地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起すものであります。

続きまして、議案第14号「令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算」についてであります。予算総額は1億1,926万2,000円でありまして、前年度比で5.3%の増加となっております。

歳出につきましては、10ページからの漁業集落排水施設管理費では、機能保全計画に基づく処理施設の改築事業に要する経費を主に計上いたしております。

7ページからの歳入につきましては、漁業集落排水施設使用料は令和3年度の実績見込みなどを勘案し、1,540万円を計上いたしております。

8ページの国庫補助金につきましては、処理施設の改築事業にかかる国庫補助分でございます。一般会計繰入金は、前年度対比で6.9%増加しております。

町債は、漁業集落排水事業に対する借入額と資本費平準化債の発行を予定しております。

なお、4ページの第2表、債務負担行為につきましては、下水道事業特別会計と同様に排水施設へ接続する水洗トイレ等改造資金の貸し付けに伴います損失補償について、定めるものであります。

第3表、地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起すものであります。

続きまして、議案第15号「令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算」についてであります。

予算総額は2,444万円でありまして、前年度比2.6%の増加となっております。職員の配置に伴う人件費の増額が増加の主な要因であります。

歳出は7ページになりますが、認定審査会運営のための所要の経費を計上いたしております。

6ページの歳入におきましては、これまでと同様に3町の負担割合に応じた負担金と事業会計繰入金をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第16号「令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」についてであります。

予算総額は13億9,156万4,000円でありまして、前年度対比3.9%の減少となっ

ております。介護給付費の減額が減少の主な要因であります。

歳出につきましては、11ページからでございます。

14ページからの保険給付費の介護サービス等諸費では、利用実績等を勘案し、前年度比で3,110万8,000円の減少を見込んでおります。

15ページの介護予防サービス等諸費では、利用実績等を勘案して、211万1,000円の減少を見込んでおります。

16ページの高額介護サービス費につきましては、利用実績等を勘案し、709万7,000円の減少を見込んでおります。

18ページの特定入所者介護サービス費では、前年度比で1,029万9,000円の減少を見込んでおります。

19ページの地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費では、前年度比で454万円の減少を見込んでおります。

20ページの一般介護予防事業費では、高齢者筋力向上トレーニング事業や地域住民と行政が協働して、高齢者の買い物や通院のためのおでかけ支援事業に要する経費をそれぞれ計上いたしております。

新たに地域のボランティアによる日常生活のちょっとした困りごとのお手伝いやそれぞれの特技を活かした社会参加など、地域の助け合い活動を推進するいきがい助け合い応援事業に取り組んでまいります。

21ページの包括的支援事業費では引き続き、生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進する生活支援体制整備事業を進めてまいります。また、認知症地域支援推進員が中心となり認知症初期集中支援チームと連携して認知症の人やその家族へのサポートと支援体制の構築を行う認知症総合支援事業への取り組みに対応する所要額を計上いたしております。

22ページにかけての任意事業費では、ICTを活用した地域住民の協力によるゆるやかな見守りを行うための認知症高齢者等見守り事業の経費を引き続き計上いたしております。

戻りまして、6ページからの歳入では、第1号被保険者保険料については、低所得者保険料の軽減措置を踏まえ、前年度比で358万8,000円の減少となっております。

6ページから8ページにかけての国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、保険給付費等を踏まえ、それぞれ所要額を計上いたしております。

9ページの一般会計繰入金につきましては、それぞれのルール分により計上いたしております。

続きまして、議案第17号「令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」についてであります。

予算総額は2億8,882万円でありまして、前年度比9.3%の増加となっております。医療給付費の増額が主な増加の要因であります。

歳出については9ページからであります。10ページの後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、一般会計から繰り入れる保険基盤安定や事務費等の負担金と保険料収納分をあわせて、広域連合に納付するものであります。

後期高齢者医療広域連合からの算定見込みにより計上いたしております。

歳入につきましては6ページからありますが、保険料につきましては、広域連合の試算を基に計上いたしております。前年度対比で1,848万5,000円の増加となるものであります。一般会計繰入金につきましては、事務費と保険基盤安定分をあわせたものとなっております。

以上で、令和4年度各特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、該当いたします各特別会計予算の末尾に、給与費明細書及び債務負担行為に関する調書並びに地方債に関する調書をそれぞれ添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第18号「平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、国の行政機関に係る個人情報の保護に関する規律は、令和4年新個人情報保護法において定められることとなります。このことに伴い、本条例の条文中で廃止される法律の規定を引用しています文言について、令和4年新個人情報保護法中の用語の定義を定めている規定の移動等を行うものであります。

施行日につきましては、法律の施行日であります令和4年4月1日といたします。

続きまして、議案第19号「附属機関の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例」について御説明申し上げます。

附属機関及び協議会等の適正な設置、運営等の効率化を図るため、附属機関の整理及び見直しを実施したところでございます。

地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として本町が整理したもののうち、名称を改めるもの、新設するもの及び廃止するものについて、関係条例の改正及び廃止をいたすものであります。

施行日につきましては、令和4年4月1日といたします。

続きまして、議案第20号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、国家公務員における非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等の措置が講じられることに伴い、地方公務員法第24条第4項の規定に基づき、国家公務員との間に



均衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないことから、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、育児休業及び部分休業の取得要件の緩和に係る規定の改正、「妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認」及び「育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置」に係る規定の新設であります。

施行日につきましては、国家公務員の規定施行日と同じ令和4年4月1日といたします。

続きまして、議案第21号「平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、消防団員の処遇改善を図ること及び附属機関の見直しに伴う当該委員に係る報酬を整理するため、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、消防団員の処遇改善として、消防庁が示す報酬等の基準額を基に、部長、班長、団員の階級について、当該基準額へ段階的に引き上げるものとし、このたびについては、年報酬をそれぞれ6,000円、出動報酬を1,000円増額するものでございます。

附属機関の見直しに伴うものとして、附属機関として本町が整理したもののうち、名称等を改めるもの、新設するもの及び廃止するものについて、改正、新設及び廃止するものでございます。

施行日につきましては、令和4年4月1日といたします。

続きまして、議案第22号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、本年度の県人事委員会勧告の勘案等により、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、県人事委員会の勧告に沿い、国家公務員との均衡を考慮した給与水準の見直しに伴う経過措置を廃止し、勧告に準じた給料表に改定するものであります。

また、環境政策室の新設に伴い、室長職を新設し、本条例の等級別基準職務表の5級及び6級の職務の級の区分に当該職を加えるものであります。

施行日につきましては、令和4年4月1日といたします。

続きまして、議案第23号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、保険税率の見直し等に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、県から示された標準保険税率を基に、事業基金の活用を考慮し算定した保険税率について、平生町国民健康保険運営協議会に諮問し、その答申結果を踏まえて改定した税率にいたすものであります。

また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、未就学児均等割額を10分の5に減額する規定の新設等をいたすものであります。

施行日につきましては、令和4年4月1日といたします。

続きまして、議案第24号「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

自治体の事務処理において、情報処理システム等の活用が進み、このソフトウェアに係る使用許諾契約を締結した利用が普及している現状でございます。

こうしたソフトウェアの使用許諾契約等について、行政運営の安定性等を図るため、本条例において、長期継続契約ができる取り扱いとする規定を追加いたすものであります。

施行日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、議案第25号「平生町基金条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

公共施設建設基金は、広く改修及び修繕等も対象に含むと解釈されるべきものでありながら、この基金名称からは、この度の新庁舎のような新規建設に限ったような捉え方をされがちであると認識しているところでございます。

個別施設計画に基づく今後の施設改修等にも運用していく財源として、広義な解釈が容易となるように、本条例におけるその名称を「公共施設整備基金」に改めるものであります。

施行日につきましては、令和4年4月1日といたします。

続きまして、議案第26号「平生町営住宅条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、老朽木造住宅の用途廃止をいたすものであります。

内容といたしましては、対象となる住宅は隅田団地1戸でありまして、入居者は既に退去済みで、木造住宅の耐用年数として定められております30年をかなり経過しておりますことから、老朽化により今後の管理が不適當であると判断し、用途廃止をし、別表中の当該団地戸数を変更いたすものであります。

施行日につきましては、令和4年4月1日といたします。

続きまして、議案第27号「平生町移住体験住宅設置及び管理条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、本町への移住・定住促進を図るため、一定期間、移住希望者が本町での生活体験ができる移住体験住宅の設置及びその管理について規定いたすものでございます。

佐賀地区において若者定住促進住宅として町が所有する住宅1戸を当該移住体験住宅として、1泊1,000円の使用料で活用するものであります。

若者定住促進住宅は、当該住宅を除く全ての住宅が居住者に払い下げとなっていることから、本条例の附則において、平生町若者定住促進住宅条例を廃止することといたします。

施行日につきましては、令和4年4月1日といたします。

続きまして、議案第28号及び第29号「物品の買入れについて」、一括して御説明申し上げます。

本物品は、新庁舎整備に伴う什器一式の購入を予定しているもので、令和3年度の調達分となるものでございます。

買入れ先は、議案第28号につきましては、平生町の株式会社木本天狗屋でありまして、契約金額は2,942万3,570円、議案第29号につきましては、平生町の株式会社まるき屋木本でありまして、契約金額は2,311万4,300円となります。

本物品の予定価格が700万円以上の動産でありますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

このことにつきましては、2月24日に仮契約締結に至っておりますことから、議会の議決をいただいた後に本契約といたすものであります。

続きまして、議案第30号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について」について御説明申し上げます。

本議案につきましては、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する市町議会の議決を必要といたすもので、本定例会に御提案をいたすものであります。

内容といたしましては、玖西環境衛生組合の解散に伴い、令和4年3月31日限り、山口県市町総合事務組合から玖西環境衛生組合を脱退させるためのものであります。

続きまして、議案第31号「山口県市町総合事務組合の財産処分について」について御説明申し上げます。

本議案につきましては、山口県市町総合事務組合の共同処理する団体から離脱することに伴う財産処分を、一部事務組合を構成する市町と協議のうえ定めることについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を必要といたしますので、本定例会に御提案をいたすものであります。

内容といたしましては、玖西環境衛生組合が山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から離脱することに伴い、当該組合が、納付した普通負担金及び特別負担金等についての財産処分であります。

以上をもちまして、本日御提案申し上げております議案の予算14件、条例10件、事件4件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。また、予算及び事業関係の補足資料といたしまして、別冊を添付いたしておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

終わりに報告第1号「専決処分の報告について」でございます。

本報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により指定されています専決処分事項につきまして、この度専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

処分の内容は、消防車を運転途中の消防団員による交通事故に関する損害賠償額の決定についてであります。損害賠償の発生の原因となる事件の概要、相手方につきましては、議案書に記載のとおりであり、令和4年1月28日に専決処分としたものでございます。

この事故に伴います相手方の物損に係る損害賠償の額は14万3,000円であり、速やかに損害賠償に当たるべく専決処分したものであります。

職員に限らず、消防団員に対しても慎重な運転について喚起に努めてまいりたいと考えております。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

午前10時57分休憩

.....  
午前11時10分再開

#### 日程第34. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中川 裕之君） 日程第34、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。

なお、河藤泰明議員及び中村武央議員から質問を取り下げる旨の申し出がありましたことを報告いたします。

細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告しています高齢者福祉について質問いたします。

時節柄なるべく短い質問といたします。

まず、認知症への対応についてです。

これからますます高齢化が進む関係で、認知症の人も増えてくると思われます。これまでも共生と予防に取り組まれていたところですが、効果はいかがでしょうか。これからの対策をお尋ねいたします。

2番目に、社会参加や生きがいづくりの支援について質問いたします。

お年寄りが元気で生き生き暮らしていくには、地域の人との触れ合いや助け合いが必要です。来年度の事業にいきがい助け合い応援事業があります。これは大変重要な事業だと考えます。社会福祉協議会が窓口ですが、町としてこの事業への応援体制、またその他こういった事業がどうなっているかお尋ねいたします。

最後は、持続可能な介護保険制度の運営についてです。

高齢者の増加や多発する自然災害、そして今回の感染症対策で国の財政は非常に厳しいものがあります。これからの福祉政策にも影響が出てくるのではと考えます。また、介護人材の不足も心配されています。福祉施策が縮小されたり、介護保険においても制度はあってもサービス事業者がいないのでは町民が困ってしまいます。そうした現状の中、町の福祉政策の持続を可能とするため、どのような取り組みをされるのかお尋ねいたします。

以上3点です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それではお答えいたします。

まず初めに、本町では団塊の世代が全て75歳以上になる令和7年に向け、要支援・要介護認定者数が増加し、あわせて認知症高齢者数も増加していくと見込んでおり、団塊の世代が75歳となる令和7年には、要介護認定者のうち認知症と判定される高齢者が632人になると推計しております。

認知症施策の推進につきましては、国が示す「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を踏まえて、第8期介護保険事業計画を策定し取り組むこととしており、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症の人が暮らしやすい社会を目指す共生と、認知症の発症や進行を遅らせる予防の2つの施策を推進しております。

具体的な取り組みといたしましては、平成30年4月から平生町認知症総合支援事業を開始し、本事業では主に2つの事業に取り組んでおります。

1つ目の事業といたしましては、認知症の人やその家族に早期に関わるため、新認知症初期集中支援チームを設置し、認知症疾患医療センターのサポート医と連携して、認知症の疑いのある高齢者等の早期診断及び早期対応などの支援を行っております。

2つ目の事業といたしましては、介護保険サービスを利用しながら在宅生活を継続するための支援や認知症カフェの開催など、地域と一体となった家族介護支援、認知症ケアに携わる多職種の共同研修など、地域における医療・介護等の連携を推進するための企画調整を、コーディネーター役である認知症地域支援推進員が中心となり行う、認知症地域支援ケア向上事業にそれぞれ取り組んでおります。

また、ひとり歩き高齢者など、認知症高齢者見守り事業等の取り組みを推進することにより認知症に対する地域の理解を深め、認知症サポーターや地域住民に協力いただくことで、地域の見守り体制を構築し、認知症の人ができる限り住み慣れた場所で安心して暮らし続けられる地域づくりとなるよう対策を行っているところでございます。

次に、社会参加や生きがいづくりの支援についてお答えをいたします。

来年度、高齢者の生活支援体制整備の新たな事業として、いきがい助け合い応援事業を展開する予定です。この事業につきましては、超高齢化社会の中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、支援を必要とする高齢者の軽度の生活支援を行うことを目的とした事業です。

事業の概要といたしましては、地域で組織されたいきいきサポーターと呼ばれるボランティアが困りごとのある高齢者のお手伝いをする助け合い活動を応援する事業です。お手伝いの内容といたしましては、ごみ出し、家の中の清掃等、庭の草むしりや作業途中での話し相手などであり、この事業を行うことで、高齢者が生きがいを持てる地域社会の構築を目指すものです。

この事業については、いきいきサポーターのグループ登録や、グループへ活動費として支援する助成金の交付などの事務を町社会福祉協議会に委託する予定です。町といたしましてはこの事業を創設するに当たり、生活支援コーディネーターや集落支援員と綿密に協議を行ってまいりましたが、今後についても社会福祉協議会、生活支援コーディネーター、集落支援員などと協力し、事業が進展するように、いきいきサポーターの発掘等、事業のPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度の持続可能な運営についてお答えをいたします。

介護保険制度につきましては創設後21年が経過し、本町における令和2年度の介護サービスの給付額は12億6,796万円で、創設時と比べ約2.6倍となっております。介護を必要とする高齢者にとって欠かすことのできない役割を担っており、制度は定着しています。

高齢化の問題につきましては、その進展の速さが問題視されて、さらに人口減少や高齢化率の高さなどが問題となっています。令和7年には団塊の世代全てが後期高齢者となり、要支援・要介護認定者や認知症高齢者が増加し、医療・介護・福祉などの支援を必要とする人がますます増加すると見込まれております。社会保障として介護保険制度の果たす役割は引き続き大きいものがあり、負担と給付のバランスなどに配慮しつつ、対象となる人に応じたきめ細かなサービスが

行き届くよう取り組んでまいりたいと考えております。

現役世代である担い手の減少など、人口減少に対応した制度運営を行っていく上で、介護人材の確保は喫緊の課題であると考えております。キャリアアップ研修の積極的な実行を推奨していくことで質の高い人材の安定確保、介護離職防止のための総合的な取り組みを推進していくこととしており、また新たな雇用の確保に向けた資格取得研修を推奨していくことで、人材の育成・確保に努めていきたいと考えております。

特に、世代交代などによる人員不足が懸念されている訪問介護員等の養成につきましては、山口県介護員養成研修事業者指定要綱及び指定基準に基づく指定を受けた事業者が研修実施機関となっており、近隣では柳井市の施設が指定を受けております。町といたしましては、身近な場所で研修受講ができる環境を確保するとともに、介護職員の確保に結びつくよう介護事業所を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 認知症であっても地域でしっかり安心して暮らせる地域づくり、これはやっぱり近隣の方の協力がとても大事になってきます。また、このいきいきサポーターのような制度がとても大事になっていくと思うので、これを絵に描いた餅で終わらせないように、しっかりと取り組んでいただきたいとお願いいたします。これは本当ボランティアをする人も、それからボランティアを受ける人も、お互いの人間関係ができて深い交流が生まれると思いますので、そちらのほうの取り組みを、町挙げての取り組みをお願いしときたいと思います。

また、資格取得、柳井市で、身近なところでというのがございました。ぜひ今から資格取得をする人が増えて、みんなが安心して暮らせる平生町、介護職員がしっかりいる平生町にしていきたいと思います。実際に今いろんなところが事業を縮小したり、それからやめたり、町内、この周辺しております。それで私も非常に心配になりました。以前もこれじゃいけないねというんで、何年前に平生町で取得可能な講義を平生町の協賛でやったことがございます。場所を貸して下さって。そういった町内での取り組みもできたら必要な、柳井は近いからいいですけど、より身近なところで、町内でそういった研修があり、取得する制度があつたりすると、今より増えるかなと。介護職員のそういった人材の不足は全国的なもので、国のほうもすごく心配して料金を上げたりしておりますけれど、一番先端部分である町ですので、その辺りのことをこれからもしっかり取り組んでいただきたいと要望しておきます。

2番目の質問に移ります。

それでは2番目の障害者福祉政策について質問いたします。

現在、障害者とその家族が抱える問題は複雑化・高度化しております。そうした現状を踏まえ

て、次の5つの質問をいたします。

国の指針で令和5年度末までに相談体制の充実と強化に向けた実施体制の確保が求められています。実際の相談内容への取り組み状況を質問いたします。

2番目には、外出時の移動手段と同行者が必要な場合の確保に対する町の支援はどのようになっているのでしょうか。移動支援も予算組みされています。委託料でね、36万円ほど。これはどういった支援を考えていらっしゃるのでしょうか。

3番目は、町や地域の行事などへの参加や日中の居場所の確保はされているのかどうか。

4番目は、自立の重要な案件である就労を希望する人への支援と、そして最後に介護者が高齢化している今、親亡き後どうなるのかと心配されています、家族の方が。それに対して町としての取り組みはあるのか。

以上、住み慣れた地域で障害者も安心して暮らしていくために、それぞれの現状と課題、そして取り組みの状況を質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず現状ですけれども、町では、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者とその家族からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言、その他福祉サービスの利用支援等について相談支援事業を実施しております。相談支援につきましては、複雑で多岐にわたる障害福祉についての専門的な知識を有する相談支援専門員を配置している田布施町の地域生活支援センターたんぽぽ、柳井市のやない地域活動支援センター、周防大島町のたちばな園相談支援事業所に事業を委託をし、町民福祉課の窓口で相談を受け付け、委託事業者等との連携をし、障害者一人一人に合った障害福祉サービスの利用に向けた支援を行っております。

近年、少子高齢化、核家族化、社会情勢等の変化により、障害者とその家族が抱える問題が複雑・高度化しております。障害者自身の重度化、家族の高齢化、複雑な家族関係、貧困など、複合化した問題が深刻化しております。これまでの体制では対応が難しいケースも発生しております。障害福祉のみにとどまらず、医療、保健、介護、就労支援、権利擁護等、多様な機関の提携による包括的な支援体制が必要となっております。

そこで、昨年10月に障害福祉に携わる支援者と介護サービス、高齢者福祉に関わる支援者により、高齢の親と障害者の子の複合的な支援事例、いわゆる8050問題についての事例検討会を開催いたしました。お互いの情報を共有し、それぞれが持つ支援内容等を理解することで、障害者とその家族を取り巻く課題の解決につなげる取り組みを進めております。

今後も、多様な関係機関と連携し、相談支援体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、基幹相談支援センター等機能強化事業として、地域生活支援センターたんぽぽに委託し、



地域の相談支援事業者に対して専門的な指導、助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を行うことにより、相談支援事業者のスキルアップに取り組んでおります。

今後におきましても、相談支援体制の充実・強化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、移動支援についてお答えをいたします。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の一つとして、町では屋外での移動が困難な障害者について外出のための支援を行うことにより、地域における自立した日常生活と社会参加を促進することを目的に、障害者の移動支援事業を実施しております。視覚障害、全身性障害、知的障害、精神障害のある方を対象とし、障害者に対してマンツーマンで各種手続、買物、冠婚葬祭、通院、余暇活動等、社会参加のための外出について支援をしており、利用者のニーズを聞きながら実施しております。

また、平生町福祉タクシー利用助成事業により、障害者等が利用するタクシー運賃の一部を助成しております。ただし、本事業につきましては、同居の家族等が自家用車を所有しておらず、移動手段のない方が対象となっております。

また、コミュニティ協議会によるお出かけ支援事業におきましても、対象が高齢者にはなりますが、視覚障害のある方の移動支援も実施されております。

今後は、近隣市町等の情報を収集しながら、移動手段の充実について検討してまいりたいというふうに考えております。

社会参加や居場所の確保ということで、障害のある人もない人も共に地域の中で暮らすことのできる共生社会の実現のためには、地域活動を初め、さまざまな社会活動に障害者が参加しやすいようにしていくことが重要であり、社会活動への障害者の参加意欲を高めていくとともに、障害者が参加しやすい環境を整えていくことが求められております。

そのため、障害者やその家族、地域住民が自発的に行う活動に対する支援や、意思疎通支援のための手話奉仕員養成講座の開催、障害者スポーツ、ボッチャの体験の機会の提供等により、障害者への理解促進に努めております。

誰もが障害に対する正しい理解を深め、配慮を実施するため、山口県が推進している、あいサポート運動を活用したあいサポーター研修を町内で実施しており、現在研修を受けてサポーターとなった方は956名となっております。

また、福祉と教育の連携が重要であると考え、小・中・高等学校の児童生徒に対し、ボランティア活動への協力や福祉教育に取り組み、障害への理解・啓発に取り組んでおります。

今後におきましても、地域住民に対して各種ボランティア活動やスポーツレクリエーション活動などを通じて障害者との交流を促進し、障害への理解を深めてまいりたいと考えております。

次に、就労支援につきましてお答えいたします。

障害者の就労支援につきましては、障害者雇用率制度と納付金制度を軸に、ハローワーク柳井、しゅうなん若者サポートステーション、障害者就業・生活支援センター蓮華等の関係機関が連携し、さまざまな障害に対する支援や障害者の就労支援を行っております。

就労系の障害福祉サービスといたしましては、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援を提供しており、平生町では現在就労に向けた訓練を受けておられる方が35名いらっしゃいます。近年は福祉から雇用への流れも進んできており、障害者の職業の安定を図るために、引き続き切れ目のない支援と相談体制の充実を図ってまいります。

また、平成25年に施行された国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律は、障害者就労施設で就労する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体等が物品や役務を調達する際に、障害者就労施設等から優先的、積極的に購入することを推進するために制定されました。

法の規定に基づき、平生町では毎年度障害者就労施設等からの物品の調達方針を定め、物品や役務の調達に努めています。内容につきましては、タクシーのチケットや福祉業務の受給者証の印刷、町有地の草刈りとなっております。調達実績につきましては、年度終了後に取りまとめ、町のホームページで公表をいたしております。

それから、これは町の職員について申し上げますと、障害者雇用促進法第3条に規定されておる基本的理念のもと、国、公共団体、民間事業については、障害のある人が有為な職業人として自立しようとする努力に協力し、またその雇用を促進する立場の必要性から、優先雇用施策を講じることとされております。また、雇用の安定を図るよう努めること等の責務をも有しており、さらには募集採用段階及び採用後において、障害のある人に対する合理的配慮を講じることにも義務づけられております。

国及び地方公共団体は、障害者雇用対策全体の推進を図る責務があるだけでなく、自ら率先して障害者雇用を進めていく責務があることから、本年度見直しを行った平生町定員管理計画において、取り組み事項として新たに障害者雇用の推進を加え、障害者雇用が法定雇用率を満たすように取り組むこととし、正規の職員数に2名の障害者枠を設けたところでございます。

募集採用段階での合理的配慮としては、このたびの採用試験においては1次試験の際に面談を行い、採用された後に仕事をする上でどのような配慮が必要になるか等を話し合い、意向の聞き取りも行っております。採用後においても、仕事を続けるに当たって支障があれば申し出できるような相談体制を整備し、職場環境を整えることにより、職場定着を図ってまいります。

なお、町長部局の令和3年度の障害者雇用率は2.04%となっており、法定雇用率2.6%を下回っていることから、正規職員及び会計年度任用職員の募集・採用に当たっては、障害者枠を

設けて優先的に採用し、法定雇用率を満たすよう努めてまいります。

それから、親亡き後への対応でございます。

親亡き後問題とは、日常的に親からの献身的な支援を受けながら暮らしてきた障害者が、親の死後に生活上のさまざまな問題に直面することを指します。長年障害者を支えてきた親にとっては、親亡き後、日常生活において身の回りの世話や困ったときに相談する人がいるかといった、身の回りの世話・相談の問題、金銭管理や契約に関わる問題、収入・生計・就労問題、住まいの問題と、さまざまな問題について不安を抱えています。

こうしたことから、国は障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能と、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することとし、市町村または圏域において、令和2年度末までに地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備することを基本指針の目標としております。

地域生活支援拠点には、機能を集約した多機能拠点整備型と、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型があります。平生町だけでなく、障害者サービス提供事業者等の社会支援が少ないことから、1市4町で設置しております柳井圏域地域自立支援協議会で協議し、地域生活支援拠点の整備として、相談機能の強化、緊急時の受入れ・対応機能の強化、体験の機会・場の機能の強化、専門的人材の確保・養成機能の強化、地域の体制づくりの機能強化の5つの機能の整備を進めることとしております。

障害者が親亡き後も地域で孤立することなく、安心して暮らし続けるには、障害者とその家族だけの問題でなく、障害者とその家族、地域社会、行政が共に手を携えながら取り組んでいくことが重要であると考えており、さまざまな問題を抽出し、関係機関と連携して課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 非常に詳しくお答えいただきましてありがとうございました。

まず窓口の話なんですけれど、専門的な支援が必要なので3事業者に委託しておる、柳井市だったり、田布施だったり、大島だったり。一応窓口は平生町の窓口で、窓口で受け付けて難しい問題はそちらに回すということなんですけれども、先日その窓口で、窓口というか平生町の職員にちょっと相談があって、平生町の職員だけで、優秀な職員ですので、さっさときれいにまとめてもらったんですけれど、そういったように結構優秀な職員が福祉課のほうにはおりますので、それを3つのところへ相談を持っていったというのはどんな事例があるんですか。お伺いしてもよろしければ、町内でできなかったのが町外へ相談したのなら、そういった内容も知りたいところなんです。わかればいいです。

あと、今回のコロナ騒ぎでいろんな事業、例えば障害者のスポーツにしる何にしる、文化活動にしる、すごく制限されました。高齢者のみならず、私たちもかなりいろんなものが制限されました。隣の市ではちょっと施設が開いてるのに、平生町は開いてなかったりしたこともあるんですけど、今からウイズコロナ、コロナとともにある程度活動していくという方向に持っていくのではないかなと思っておりますけれど、そちらのほうはいかがでしょうか。社会活動がどう担保されるか、どのように、またまん防が出たらもう全部公共施設はつこうちゃいけんよというようになるのかどうか。お答えください。

あと、就労支援については、例えば町が入札するときとかそういったときに、障害者を雇用している企業を優先的に点数を上げるとか、そういったものも以前いろいろ聞いております。平生町じゃなくて、よその自治体もそういった取り組みをしております。平生町においても職親制度というものもあったと思っております。あれはなくなったんじゃないかなとは思いますが、そういった町としての取り組みがあれば、各企業に働きかけをするとか、いろんな事業所に対しての障害者雇用の働きかけが、町としてどの程度できるかというのもありますけれど、そういったお考えがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。

件数については、ちょっと私は把握しておりませんので、担当課長から報告させていただきます。ただ、把握しているかどうか私も分かりませんが、ちょっと担当から報告させていただきます。

それからコロナですけども、いろんな公共施設ですよ。どうするかというのは、今、対策本部を開いてみんなで決めているのが実情です。ですので、そのときの状況や町内の感染者数、これらを含めて総合的に勘案して、じゃあどうするかというのを決めておりますので、今現実でこうなったらどうなったかというのはちょっと説明は今のところできないんですが、例えばさっき言われたまん防が発令されたらすぐやるのか、これもみんなで集まってみて、町の今の先ほど言った感染者数とか状況もしくはよその市町の状況等も勘案して、提供をして決めていくこととしております。

それから、そういう障害者を雇用している会社とかを優先的に行うという、そういうところに優先するということでありますが、何分私も、先ほど言った町でできることというのは雇用率とかそういう、各会社にもぜひとも障害者を雇ってくださいというように上げることができると思うんですが、これは入札とかもございまして、その辺をあわせてそういうことは本当にできるのかどうか、よそのまちも見て、検討はしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 淵上町民福祉課長。

○町民福祉課長（淵上万理子さん） 今、御質問のありました障害福祉施策の中の相談体制なんですけれども、窓口で御相談を受けまして、やはり専門的な機関、福祉サービスにつなげるということが重要になってまいりますので、例えば福祉サービスまたは医療のほうにつなげるためには、相談支援専門員という方によりましてサービスの計画というのを立てていただきます。介護でいいますとケアプランというものになるんですけれども、障害者に合った福祉サービス、どういったサービスが必要かという計画はその相談支援専門員によって計画をつくりますので、そういったことでサービスにつなげるために、そちらの委託事業所のほうの専門員と一緒に障害者の方のサービスの利用につなげる、そういう支援のほうをしております。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 障害者の雇用については隗より始めよで、平生町の職員の障害者に対する雇用をしっかりと早期に、令和8年までに2人という話もございますけれど、なるべく早く、そして環境整備をきちんとしてやっていただきたいと思えます。

私たちはいつ障害者になってもおかしくない。怪我かもしれないし精神的なものかもしれない。そういう状況ですので、誰でも平生町で安心して過ごせるように、いろんな選択肢が、まず町の制度としていろんな選択肢があり、また周りの人がとてもフレンドリーでありという形でしたら平生町で安心して住めますので、そういった取り組みを今以上にとか、確かに計画を読んだらすぐできな計画になってます。これができたら何てすばらしい平生町になるんだろうという計画になっておりますので、ぜひこれをしっかりと進めていただきたいということを要望して、私の質問を終わりといたします。

○議長（中川 裕之君） 要望でいいですね。

○議員（9番 細田留美子さん） はい。

○議長（中川 裕之君） はい。

.....

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） それでは、通告いたしました質問をさせていただきます。

まず、太陽光における環境問題について、3点お伺いいたします。

太陽光設置場所の環境管理体制についてですが、岩国市美和町での太陽光発電のメガソーラーの設置をめぐる、河川から有害物質である鉛やヒ素が検出されたという問題があり、太陽光発電との因果関係など原因究明が求められています。

当町でも太陽光、メガソーラーが設置されていることから、とても不安な現状だと考えられます。

そこで、当町における太陽光設置場所の管理体制はどのようになっているのかお伺いいたします。

2点目に、太陽光の開発会社は転売を重ねているところもあるようで、もしも問題が起こったときの責任の所在として、オーナーの把握はされているのかお伺いいたします。

3点目に、これからの太陽光発電についてですが、このまま規制することなく太陽光の設置を許可していくのかどうかもお伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

岩国市美和町でのメガソーラーの建設につきましては、元ゴルフ場開発用地、100ヘクタール以上の敷地を大規模造成した結果、さまざまな環境問題が取り沙汰されているというふうに承知をしております。

本町におきましては、出力1,000キロワット以上のいわゆるメガソーラーと言われる大規模な太陽光発電設備は、現在把握しているもので6カ所建設されておりますが、いずれも平地に建設され、事業者において管理がなされており、造成等に起因する問題も含め、環境上の問題は現時点では寄せられておりません。

今後も事業者において適切に管理がなされるものと考えておりますが、仮に環境上の問題が発生した際には、町として適切に対処してまいります。

次に、太陽光発電事業者の把握についてでございますが、農地を転用し設置される場合に限り、設置時の事業者は事前に把握できますが、農地以外の設置や転用後に売買されたケースでは、課税サイドでのみ所有者を把握している状況となります。

本町における太陽光発電施設については、平成23年に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法が成立し、農地転用可能な農地が多い本町の地域特性を背景に、民間の太陽光発電所が多数建設されるようになってまいりました。そのことにより、太陽光発電事業者が全国から本町へ流れ込み、中には利益を優先するあまり、防災、環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する事業者が出るなど、さまざまな問題が顕在化しております。

再生可能エネルギー発電所の設置は、法による制限がない限り、土地所有者と発電事業者の契約により進められることになることに加え、国において推進の立場から制度が組み立てられていることから、なかなかその抑制を行うことが困難な状況でございます。

これまでも本町において、独自の抑制措置を行ってまいりましたが、それのみではなかなか結果が薄い状況となっております。私といたしましてもこのような状況を憂慮いたしまして、昨年11月、知事に直接お会いしまして、山口県太陽光発電施設の安全な導入に関する条例の制定を

要望し、県による調整をお願いしているところでございます。

本町の見慣れた風景が太陽光発電施設に変わっていくことは、私としても決して喜ばしいと思っておりません。そういった意味において、景観や都市計画、自然環境、生活環境、災害の防止など、多角的な視点での判断は必要であると感じているところでございますが、現行法上、設置に支障がないものに対し、禁止区域や抑制区域を設けていくことは、区域内の土地所有者に対し合理的な説明を行っていくことが必要であるとも考えております。

また、国が強力で押し進めている地域温暖化対策としての再生可能エネルギー政策との調和についても考えていく必要があるというふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） このまま太陽光が規制なく設置されれば、現在農業を営んでいる農家の方は、太陽光に挟まれるような農地となり、農業を続けていくモチベーションも薄れるような状況となります。農業を続けている農家さんのためにも、守るべき農地の区別が必要だと思いますが、その区別という点ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほども答弁いたしましたけど、制限区域とかをつくるという、確かに案もありますが、これについては行政がこういうことを決めれるかということ、やっぱり土地は所有者が土地として持っておられるんで、どのような活動をするかというのは所有者が決める話で、行政がこうしろということはいえない状況ですよ。ですので、今太陽光になってる農地は、農地を持っておられる所有者さんが太陽光の会社と任意で行う売買もしくは賃貸借ということでございますので、これに直接行政が入るといのはなかなか難しい。したがって、先ほど申しましたとおり、県へ言って県が一律にそういう規制をかけていただくことができるのであれば、町としてもそれに従ってできていけるのではないかなと思っておりますので、よく県には相談しながらそういう状況も説明して、そういう抑制するための条例等つくっていただくようお願いをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） 自然エネルギーはこれからの時代必要なものです。だからこそ、守るべき農地と区別して、最適化や整地をすることで維持可能な農地を維持していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。要望で終わります。

次の質問に入ります。

2番目の質問です。イタリアーノひらおのまちづくりについてお伺いいたします。

企業の農業参入の進出についてですが、東京に本社を置く香料メーカーが当町へ進出申し出をされています。尾国地区に香料の原料であるレモンを栽培したいということですが、当町はどのように受け入れられて、今現在の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

これらの企業の進出が決まれば、レモンの栽培によって、レモンとオリーブを使った平生のブランド品を開発し、イタリアーノひらおのまちづくりに発展していく事業になると思います。これからの取り組みとしてどのような方針で検討されているのか。また、地権者などの対応や課題も出てくると思いますので、専門の担当職員を置き、早急に事業化できるように調整していくことはいかがでしょうか。実行計画があれば町長にお伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

12月議会で議員の皆様にご報告申し上げましたとおり、東京に本社を置く香料メーカーの企業から、平生町の尾国地区でレモン栽培による農業参入をしたいとの申し出を受けております。私も進出事業者と直接会い、話をさせていただきましたが、町の活性化につながることやイタリアーノひらおのまちづくりと合致することから、取り組みを進めていくように担当課に指示をしているところでございます。

進捗状況でございますが、受け入れについてはまず地元集落の方や地権者などの御理解が大前提となりますので、先に地権者などにアンケート調査を行い、その結果を受け、事業化の検討を県などの関係機関と行ってきたところでございます。

現在、活用事業につきましては、関係機関との協議により、ある程度方向性が固まっていることから、その事業要件について地域の世話人も含め協議を行い、今後説明会や再度のアンケート調査を行う予定といたしております。事業対策までには、地元集落での調整や進出事業者との調整など、まだ多くの時間がかかることとなりますが、年々農地が減少する中で、有効な農業振興策であると考えておりますので、ぜひ実現に向け、ちゃんと取り組んでまいりたいと考えております。

なお、現在予定しております事業の事業主体は県となりますが、地元集落の方などの合意形成や進出事業者との調整窓口などの事務手続は地元自治体が行うこととなることから、町といたしましても担当職員を置き、進めていく必要があると判断しているところでございます。

また、現在事業を進めていく上で、地元推進組織の設立もお願いしているところであり、地元・町・県が一体となって進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。



再開は午後1時といたします。

岩本議員、2回目の質問からスタートと、こういうことです。いいですか。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） それでは、再質問ですが、この企業進出のお話は、昨年6月から早1年がたとうとしています。尾国地域にとっては、耕作放棄地の農地の再生、田園風景の維持改善、町としてもイタリアーノひらおの推進事業の加速化やUターン者等の移住・定住の期待、6次産業化、循環型農業への展開が期待できると思います。先ほどお答えいただきましたけど、ぜひ再度もう一度、積極的に進めていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほども答弁いたしましたけども、町としても大きなプロジェクトだという認識を持っております。なかなか今、尾国地区の地権者の意向を聞きながら、これがまとまれば、なるべく早く事業のほうに取りかかっていたいと思いますが、ちょっと今はまだ時間がかかっておりますが、来年度以降、本当に専属の職員を張りつけてやっていこうと思っておりますので、今後の進捗が進んでいくように一生懸命努力して、町としても努力してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） 町民としても、雇用の場所とかいろいろ利点は多いと思いますので、ぜひ早急によりしく願います。

要望で終わらせていただきます。

○議長（中川 裕之君） 次に、村中仁司議員。

○議員（12番 村中 仁司君） それでは、町道整備について、2点ほど伺います。

まず最初に、大野の神領の重里邸のそばを通り、神護寺に通じる町道が老朽化に伴い、舗装が剥がれ、穴が開いたり、路肩も崩れています。以前、救急車が通るのに苦労したという話があり、曲がり角を広げてもらいましたが、なんせ今は凸凹だらけで、通行しやすい道とは言えません。そして、神護寺に参拝しようとした人が、あまりにも道の悪さに驚いて、引き返したこともあるそうで、その人が言うには、「その地区には子供のいる若い人も住んでおり、これでは住んで

いる人があまりにもかわいそう」という話しをしておられました。そして、町のほうは後回しでいいから、先に整備をやってほしいとも言っておられました。町としてこういった話が上がっていることに対して、どのように対応をするのでしょうか。

次に、平生町高須から大野今井、弁上に通じる天池沿いの町道の拡幅について伺います。この町道は今井、弁上の地区の人が買物、通勤、通学に利用される道です。できればこの町道を4メートルに拡幅するのがよいと思いますが、路肩もかなりの高さがあり、相当な工事費がかかると思われます。近くには都市計画道路の天池線が予定されていますが、これはすぐのことにはなりません。そこで、この町道の縁をコンクリートで固め、少しでも、30センチぐらいでも、両方あったら60センチになりますから、それぐらいでも拡幅することはできないか伺います。よろしく申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず初めに、神護寺に通じる町道ということで、お話をさせていただきます。議員御質問の神護寺に通じる道路につきましては、町道認定がされておりませんが、過去に町が整備していた農道であり、町が管理する道路として把握しているところでもあります。また、同路線におきましては、以前、救急車の通行が困難な状況であったことから、令和元年度において柳井地区広域柳井消防署と現地立会し、最小限必要な箇所の補修や曲がりにくいところの改良を部分的に行い、通行がしやすいように整備をしてきたところでもあります。

しかしながら農道の老朽化は進んでおり、全般にわたって舗装や路肩の状況が悪い箇所が多く見受けられます。神護寺にアクセスできる道路としては、町道神護寺線があり、そちらも利用いただきながら、参拝等をしていただいているところがございます。本町といたしましては、町内全域において町民の皆様が安全で安心して道路を御利用いただくことを目的として整備しております。また、地域性等も考慮しながら、整備を進めておりますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

御質問の道路につきましては、地元自治会から今年度事業実施申請書が提出されております。町民の皆様には大変御不便をおかけしますが、順次、町内全域の整備を行ってまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、天池沿いの町道拡幅につきましてでございます。議員から御質問いただきました町道は、高須から今井、弁上を結ぶ町道長芦線であります。路線延長は839.5メートルで、車道幅員は2.0メートルから3メートル程度と狭く、過去の地元要望により、ところどころに待機場所を設置しております。しかしながら利用者も多く、通行に苦慮されているのが現状であります。御質問のとおり、道路の拡幅をすれば、利便性及び安全性の向上は図れると思われませんが、本線は河川及び個人の田に隣接しており、また高低差もあることから、御質問の趣旨のとおり、相当

な工事費用がかかることが想定されます。

御提案いただきました道路の縁をコンクリートで固め、少しでも拡幅することも一つの方法であると考えられます。現地の状況を確認した上で、より安全で安心して通行していただけるよう検討してまいりたいと存じます。今後とも利用者の方々の御意見、御要望を聞きながら、計画的な道路整備を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 村中仁司議員。

○議員（12番 村中 仁司君） それでは、よろしく申し上げます。

そして、今のこの二つの道路、これは工事車両ですよ。天池のほうは太陽光のときの土砂を積んだ工事車両、それで神護寺のほうは上の工事をするときの工事車両、それでかなりめげた部分もございますので、今後ともどうぞよろしく申し上げます。

終わります。

○議長（中川 裕之君） お願いでいいですね。

○議員（12番 村中 仁司君） はい。

.....

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） それでは、質問させていただきます。

1問目は、イノベーション、職員と町民の意識改革です。初めに、質問する気になった根拠、経緯から申し上げます。現在、平生町の農業従事者の平均年齢は75歳、耕地面積は7年前から80ヘクタールが減少、10年前と比較すると、5分の1近くがなくなっている現実があります。私は、農地をどう守るのか、環境をどのように保持するのか、という思いを常に感じておりますので、地域の人々のどうにかしたい、何とかしたいとの思いに共感し、私なりに令和2年から行っている会合に参加し、取り組んで、もう3年になります。現在は振り出しに戻った感じで、ようやくスタートラインにつけるのかという状況です。

この進行を私は反省しました。また、大変勉強もさせていただいております。今後、何事もスピーディーに前進するためには、同じ失敗を繰り返さぬようにすることが基本であると思い、通告書では職員の意識改革とありますが、私も含め、職員と町民の意識改革で効率化を図る、やる気アップに向けての2点を取り上げました。

まず最初の効率化を図るということで、一つ目は役場に伺うたびに職員間の回答や問題点が違う。提案内容がどの程度伝わっているのか、自問自答し、いらだつこともあり、挫折感を感じたこともあります。報告・連絡・相談の強化はできないのでしょうか。

そして二つ目は、役場に足を運ぶたび、問題点として違いやずれを感じることもあり、一目で

分かりやすい方法はないのか、同じことの繰り返しでできない原因を述べるだけで、できる方法を考えなければ何の進捗もなく、時間や足を運ぶことさえ無理、無駄に思えます。

三つ目は、分からないから尋ねているわけですから、行政対町民の理解が難しい場合は資料等に対応する方法が効率的で、スピーディーな改革につながるのではないかとということです。

次に、2問目のやる気アップに向けてです。やる気アップに向けて、行政と町民がともに歩むため、行政にできること、住民が相互理解でできるように、勉強会を開催してはどうでしょうか。計画的にやっていただきたいと思います。私たちは農業振興の件で、何回か町民だけで集会をしました。皆さんの意見に耳を傾けると、大変すばらしい意見が飛び交います。お互いの意見が理解できたので、楽しい勉強会になります。

その中の一部を紹介します。「今度はやっぱり足を運び、お願いにいこう」「次の集会には役場の職員に参加してもらおう」いろいろな意見が出、農業に関心のない町民でも参加して、この集落を守ろう、そうすると、若者もこの山郷を捨てず、帰ってくるだろうとの声が出ています。改革することは大変なことですが、町民の声にも耳を傾けていただき、職員の笑顔の対応を町民は望んでいるような気がします。

2問目は、町民の要望に応えられないケースが多くある中、否定ありきの回答は見直し、できる方法も考えられ、前向きな姿勢が感じられないと、不信感と不満との声を耳にします。状況や予算の敷居を下げるなど、工夫することで、肯定できる内容になれば、もっと多くの要望を受けられることもできるのではないのでしょうか。やる気アップに向けては、その2点、以上、お尋ねします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。まずイノベーションとは一般的には技術革新と認識されておりますが、従来のもの、仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことを指します。行政事務の効率化については、地方自治法第2条第14号において、「地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」と定められており、効率的な行政運営を進めることは、地方公共団体の責務であると認識しているところでございます。

自治体の業務は、その多くが人と関わりながら進めていく必要があることから、報告・連絡・相談は組織として業務を行う上で基本的なコミュニケーションであると言え、業務の円滑化、生産性の向上につながるものだと認識をしております。上司や部下、同僚とそれぞれの立場において、このコミュニケーションスキルは異なり、そのスキルの向上を図るため、山口県ひとりづくり財団が主催する職員の階層別研修を活用し、本庁の各階層における職員が漏れなく受講できる体

制を構築しているところでございます。また、職員の意識改革を進める上で、他の自治体の職員との交流が図られる外部研修は非常に有効です。研修機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

第五次平生町総合計画における施策として、効率的で質の高い行政運営を掲げております。職員の心身への過度な負担がかかっていないか、業務状況にばらつきが生まれていないか、本来行わなくてもよい業務、省いていい業務はないか、こうした無理・むら・無駄の削減を図り、業務の効率化を推進していくこととしております。効率化を図る上で、新たな思想、考え方でICTの活用や民間委託の推進に努めてまいりたいと考えております。町民の皆様には制度や事業内容、業務説明等をする際に、より内容を理解していただくために、口頭による説明のみではなく、資料等の作成、提示に努めているところであり、職員の説明スキル向上を図るためにも、職員研修の充実に取り組んでまいります。

それから、やる気アップに向けてでございます。本庁では町が担う業務や施策について、その内容を理解していただく機会として、生涯学習まちづくり出前講座を実施しているところでございます。今年度におきましても、その内容について、34種類のメニューを用意しており、メニュー以外でも相談に応じることとしておりますので、ぜひ御利用いただきたいと思っております。

第五次平生町総合計画の策定に当たっては、対話をベースとしたまちづくりを念頭に、より多くの町民の皆様の参加をいただこうと、まちづくり懇談会、出前講座などを実施したところでございます。町民から御要望いただいた際に、法令に違反している、制度の趣旨に合わないといった場合には、できないとお答えすることがありますが、できるだけ町民の思いに寄り添い、実現できる方法を町民の皆様と一緒に考えてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

今後におきましても、町民一人一人が生涯にわたって活躍し、幸せを実感できるまちづくりを、町民の皆様と行政の共同により推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） ありがとうございます。この件については、ここで終わりにしたいと思います。時間短縮のために切らせていただきます。

それでは2問目の、地方創生の活動について、お尋ねいたします。まず最初は農業振興の強化についてです。人口減少の歯どめ、人材の育成、若者の負担増の抑制、中間層の維持、これら4点をまとめて町長さんの思いをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、農業振興の強化ということで御質問いただきました。本町の農業を取り巻く環境は、かねてから申し上げておりますとおり、非常に厳しい状況です。そのこ

とは町の農業経営体数に顕著に表れており、ここ10年で半減している状況であり、何とかこの減少スピードを緩やかにしていく必要があると感じているところでございます。

そのような中で、令和3年度から発効いたしました第五次平生町総合計画では、農林業の活性化施策として、本町の特色である環境保全型農業と温暖な地域特性を生かした高収益作物の振興を図ること、日本型直接支払制度に取り組んでいる集落への支援により、農地の保全を図ること及び就農環境が整備され、新規就農希望者が就農しやすい町を目指すことを基本的方針として、具体的な取り組みを行っていくこととしています。

中でも、新規農業者の確保・育成は重要課題として取り組んでおりまして、新規就農者のフォローアップや就農フェア等で、本町の農業に関心を持っていただいた参加者が、本町で就農できるよう支援を行っているところです。あわせて、本町農業の大半を占める兼業農家が、今後も農業を継続していけるよう農機具リース費用の補助制度の実施や、販路となる特産品センターの振興策について実施してまいります。また、町内の若者が地元企業に就職し、継続して兼業農家の体制が維持できるよう、町内企業の紹介フェアについても実施しているところです。

また、従来から本町の新規就農者の多数を占める定年帰農者についてですが、定年延長により産業構造が変化し、その確保が困難になるのではと危惧しておりますが、その方たちの大半が農地を所有した本来の農業後継者であることを考慮すれば、確実に就農に結びつくことができるよう、その仕掛けづくりに取り組んでまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、農業の衰退は本町のみにとどまらず、全国的な問題でございます。特に優良農地が平野部に少ない本町にとっては、国、県の施策の適用が難しく、そのことが農業の衰退の大きな一因となっていると考えています。

今、国の農業政策については、国に対し、本町の実情を訴え、新たな施策の検討をお願いしているところですが、それとは別に、本町独自の取り組みも必要であると考えております。現在、本町では若者が取り組みやすい作柄として、オリーブ、レモンの振興に取り組んでいるほか、イタリア野菜の振興など、本町独自の新たな取り組みについても行っているところです。冒頭に申し上げました基本的方向、目指すべき姿に近づくことができるよう、今後も振興を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） ありがとうございます。先日、2月18日の産業文教常任委員会で、傍聴者がたくさん来られました。そして、そのときに前向きな姿勢に頭が下がるっていう、いろんな町民の思いや意見に耳を傾け、町の改革を考えている気持ちが、町長さんの気持ちが分かったということで、傍聴者は大変喜んでおりました。そしてまた今日、質問の回答で、私

も同じ思いをしました。これは本当に精神的、体力的に大変な力がいると思います。相手は、農地は住民のものでですから、本当にそれをどうにかしようということだから、大変なエネルギーがいると思いますが、共に頑張っていけたらうれしいなと思っております。本当に時間短縮なので、今日はここもこれでおしまいにさせていただきます。

そして、二つ目の町内活性化についてです。今までの公務員意識だけでは、今後、町内の発展は望めないのではないか、という思いです。というのも、ここ20年間で平生町の多くの企業が撤退し、とりたてて新たな事業もありません。このまままた同じ20年間を過ごすのでは、取り残されるばかりで夢がありません。他の地域と、平生町役場が地域と争う企業の一環として、行政と町民が一体となる意識改革はできないのか。夢とアイデアで平生町が発展するカラーづくりは考えられないか、そのことをお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします前に、農業の話、確かにこのままでは大変、衰退といえますか、していきたくらいということは見えて明らかであります。私もいろんなもので勉強をさせてもらいましたが、阿武町という町が山口県の中にありますが、あそこはかなり農業に対しても積極的でありますし、いろんなことに積極的なんです。それはどうしてかという、農業を個人でするもんじゃないと。企業にして、みんなで一緒になってやっていくんだという、もうそういう意識がかなり高い町でありまして、これは要するに町民の人たちがこのままではどうしようもないと、だからみんなが一緒になって進めていこうと、農業を守っていこうということで、そういう組合みたいなものを結構つくっております。

やはりこれから先は個人が農業をするという時代じゃ、私はなくなっていくんだろうというふうに思っていますので、みんなで一緒になってやっていく。それには、人が少なすぎるんです、平生町は。ということは、平生町に人を集めてこないといけないというふうに思っております。来年度から定住事業等をやっていきますが、こういう方たちが例の定住のお試し住宅等に泊まってもらって、町民のみんなと農園をするというような形で、そうすると何回も来ていただけます。自分の植えた農作物がどのくらい成長しているかということで、多分何回も来ていただけるし、また地元の農業をやっておられる方が一緒になってお手伝いをしてやっていただく。

そうすると、やっぱり気持ちが通じ合うものです。人間というのは、やっぱりその地元の人と出会って、地元の人との触れ合いでだんだん定住しようかな、移住しようかなという気持ちが膨らんでいく。まずそれが初めに来ないと、そういう触れ合いはできません。ですから若い人たち、もしくは子供をお持ちの方でもよろしいですが、そういう方が1人でも多く平生町に来てもらって、住民の人と触れ合ってもらって、平生町ってなかなかいいなと思っただけのようなことをやっていかないと、なかなか平生町に若い者が来ていただけるのは難しいだろうなとい

うふうに考えております。

これからイタリアーノひらおの今後についても、ちょっとこれから来年度は考えていこうかなと思っておりますので、こういうことも一緒になって一生懸命、平生町を宣伝していきたいというふうに思っていますし、先ほどの予算説明のときも申しあげましたとおり、民放のコマーシャルで平生町のコマーシャルをしていくということも考えておりますし、これから平生町が本当にメジャーになって、皆さんが本当に平生町に1回行ってみたいなというようなふうになるよう、一生懸命宣伝してまいりますので、そのときはよろしくお願い申し上げます。

それでは、先ほどの地方創生、町内活性化について、お答えを申し上げます。人口減少が進む中、町の魅力を高めて地域の活性を図ることが重要な課題であります。全国のほとんどの自治体においても、その取り組みがなされていると認識しておりますが、今後、移住・定住の観点から選ばれる自治体となるためには、町独自の町の魅力を形成する必要があります。どのようにすれば町独自の町の魅力を形成できるか、その検討に当たっては従来の知識、経験では対応できないことも想定されます。

現在、地域活性化起業人制度により、都市圏の企業の社員と協議しておりますが、今後、職員だけでなく住民とともに多様な意見を踏まえて検討してまいりたいと考えております。本町では、住民の参加と協働によるまちづくりに取り組んでおりますが、令和2年度からは地方創生人材育成伴走型支援事業を活用して、人材育成アクションプランを作成し、行政、町民が一体となるべく協働関係をベースに、業務に取り組む職員の育成に取り組んでまいりました。来年度においては、同事業を継続し、町の魅力づくりを題材として、住民と職員の合同研修を実施する予定といたしております。

本町では、イタリアーノひらおの推進を図ることで、本町独自の町の魅力づくりを進めておりますが、どのようなコンセプトで進めていくのかを、この合同研修を活用して、将来の平生町の姿を描き、さまざまなアイデアを踏まえて検討してまいりますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） ありがとうございます。ともに頑張れたら、頑張ることができるといいと思います。ありがとうございます。

.....

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、あらかじめ通告させていただいております質問について、順を追って質問をしたいと思います。

まず最初に、国民健康保険の運営について、お尋ねをいたします。2018年4月から、国民



健康保険の財政運営が都道府県単位となり、政府は毎年3,400億円の公費を計上しているところ。また一方で、保険者努力支援制度という名目で、一般会計からの繰入れ解消や医療費削減が進んだ自治体に、優先的に財源を配分する仕組みをつくり、今年度は1,500億円を計上しています。コロナ禍のもと、国保制度はさまざまな課題に直面していますが、国庫負担割合の引き上げによる財政基盤の強化は最重要なものといえると思います。

さて、平生町において、本年度から子どもの医療費助成制度において、8月からではありますが、中学生までの助成制度について所得制限が撤廃され、中学生までの全ての子供に無料の制度が適用されることに、予算が成立すればなります。しかし、国のほうはこうした地方自治体が行う単独事業について、国庫負担金の減額を行っています。また、一般会計からの法定外の繰り入れについても厳しい態度をとっています。地方分権の趣旨にも反する、こうした国の対応について、機会あるごとに抗議をすべきと思いますが、町長の見解をお聞きいたします。

今年度から、未就学児の均等割が半額になります。これはこれで前進したものですから、評価したいと思いますが、子供にお金がかかり始めるようになるのは小・中・高と、年齢が上がるにつれてお金がかかるようになります。せめて義務教育終了までに延長できないものか、お尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。我が国は国民皆保険制度のもと、子供の医療費の窓口負担については義務教育就学前には2割、就学後は3割とされておりますが、子供と保護者が安心して医療機関を受診できるよう地方自治体が少子化対策の一環として、地方単独事業によりさらに減免措置を講じております。この減免措置としては、子供の年齢や医療費の範囲、所得制限や一部負担の有無などにより実施しておりますが、近年対象範囲の拡大が激しくなっております。

一方、こうした減免措置で生じる窓口負担がないことにより、医療費の波及増分については国により国民健康保険制度等において国庫負担を減額する措置が講じられています。これは減免措置の実施の判断は地方公共団体において独自に行われているため、その波及増分については公費の公平な配分という観点から、当該自治体が負担すべきとの考えを基に、昭和59年度から国による減額調整措置が行われてまいりました。

こうした中、ニッポン一億総活躍プランに基づく子ども医療費助成にかかる国保の減額調整措置に関する検討結果については、全ての市町村が未就学児までは何らかの助成措置を実施している実態を踏まえ、自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から、平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成については、減額調整措置が廃止されたところではありますが、小学生以下の医療費助成に対する減額調整措置は継続されています。この減額調整措置について

は、子育て支援、少子化対策を行う市町村の努力に水を差すものであり、国保制度における財政運営の責任主体である県を通じて、機会を捉えて国に対し全面廃止を要望してまいりたいと思っております。

次に、未就学児にかかる国民健康保険税の均等割額の軽減措置につきましては、全世代対応型の社会福祉制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、全世代対応型社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が、令和4年4月1日に施行されることに伴い、所要の条例改正を行い、新たな制度として実施するものであります。このたびの制度改正により、国民健康保険税にかかる未就学児の均等割額が10分の5に減額されます。減額部分については、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を公費で負担することとなります。本町の対象者は約40名で、軽減額の総額は約40万円となる見込みであり、本町の負担分は約10万円となる見込みです。

議員からの質問にあつたとおり、義務教育終了まで対象者を拡充した場合、対象者が約95名となり、軽減額の総額としては約100万円となります。町の負担としては、未就学児と合わせて約70万円の公費負担が必要となります。この対象者の拡充については、機会を捉えて国に対して財政支援を要望するとともに、県内の他市町の動向を踏まえて、今後、検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 国庫負担金の減額を行っていることについては、機会あるごとに抗議をしていただきたいという答弁については、非常にいい答弁をいただきました。町長の答弁の中にもありましたように、機会あるごとにとりか、全国的に未就学児については全ての自治体が、ほとんどがそれぞれの自治体で独自の支援策を講じていると、そういう実態の中で国も実態を見ながら国庫負担の減額の対象から外すということになってきたというような答弁だったと思います。

今、中学校3年生までの医療費の無料制度で、今年の8月から平生町でも所得制限が撤廃されますけど、それももうほとんど全国的な趨勢になっておると思いますので、さらに市長会とか町村長会も声を大にして、そういうことはやめろというふうに言っておりますので、引き続きよろしく願いをいたします。

それから、今年から未就学児については国保の均等割が無料というか2分の1になります。そのことについて、平生町の場合、今年の均等割は確か4万3,000円ぐらいに、去年より1万円ほど上がったんじゃないかというふうに思います。影響額が40万円で、そのうち平生町の負

担が10万円だというふうに町長おっしゃられておりましたけど、この10万円の負担についても、恐らく交付税措置が、多分ついてくるというふうに思っております。

義務教育終了までにすれば対象者が95名になって、平生町の負担は100万円と、こういうふうに言っておられましたけど、本当に子供にお金がかかるようになるのは、やっぱりだんだん年齢が上がるにしたがってかかるようになるわけですから、金額的にもそんなに大きい金額でもないし、平生町の負担分で国が言うところの、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の、その4分の1の部分については交付税措置もあろうかと思っておりますので、この分については、ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。金額的には、本当はそんなに町財政を脅かすような影響額ではないというのは、承知しております。ただ、これは平生町が先にやるのがいいのか、町はもう6団体しかありません。次にある山口県町村会で議論しようとして進めています。やるんならみんなで一緒にやりませんかというふうな形でですね。ですので、それを踏まえてうちも結論を出そうかなと思っておりますし、多分、市長会も、市のほうもどうするかという対応をされると思っておりますので、それらを踏まえてどうするかというのを今後決定していきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 先ほども農業のところで、阿武町の話がされました。やっぱり地方自治体というのは、それぞれの町の大きさにも違いがありますし、地形も違うし、気候も違うと。そういう中でいろいろその地域でみんなが考えて、町を運営していくという形になろうかと思っております。やっぱり独自の、独特なまちづくりっていうのは、それなりに必要かと思っておりますので、みんなで道路を渡るのは怖くないかもしれませんが、やっぱり1人でも先頭を切って渡るといようなことがあってもよろしいかと思っておりますので、この点は要望しておきたいと思っております。

それでは、2点目のケア労働者の処遇の改善について、お尋ねをいたします。岸田政権が誕生いたしましたして、昨年11月に策定した経済対策の目玉が処遇の改善です。この制度では、私たち平生町のところで、町の行政として関係するところとして、保育、学童保育、幼稚園の職員の収入を3%程度、月額9,000円引き上げる措置ですが、2月から9月までは全額国費で負担、10月以降については地方負担分は交付税措置の対象にするとのこととあります。ただ、平生町で今年度予算化されているのは、補正予算にありました民間の保育所の方だけではなかろうかと認識をしておりますが、いかがでしょうか。

そして、厚生労働省も昨年12月にこのことについて通知を出しており、ぜひ対応すべきだと思っておりますが、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服新時代改革のための経済対策において、看護・介護・保育・幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を引き上げることとされ、収入を改善するための各種補助金が創設されたところでございます。

これらの補助金は、各現場で働く地方公務員の処遇改善に必要な費用についても対象となっているところであり、各地方公共団体においては今後の経済対策の趣旨を踏まえた上で、対象となる職員の処遇について、改めて検討するよう地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4による技術的助言として、総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長から、各都道府県総務部長宛てに通知され、県内市町村に周知されたところです。

本町におきましては、放課後児童支援員、保育士及び幼稚園教諭が対象となると考えられ、これらの職を常勤職員及び会計年度任用職員が担っております。本町のこれらの職種について、県内市町の状況を確認いたしましても低い水準ではないと判断される状況であります。また、地方公務員の給与決定に当たっては、職務給の原則、均衡の原則により定めることとされており、給与条例主義の原則により、給料額は給与条例において行政職給料表で定められております。この給料表は、各種別に定めているものではなく、当該職を担う職員のみについての処遇改善は制度上極めて困難な状況であります。

会計年度任用職員の給料額も常任職員と同様に、会計年度任用職員給与条例において行政職給料表で定められており、規則で各種種別に当該給料表の格付を定めています。処遇改善として、この格付の変更は可能であります。先ほど申し上げましたように低い水準ではないと判断される状況であります。これらの状況から、本町ではこれらの職種の処遇について現行のままでいくことといたしております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 正規の職員、会計年度職員によって運営しているので、その給与の水準は決して低い額ではないということで、現行でこのままいきたいという答弁だったと思います。

それで、学童保育の職場なんかで、全員会計年度職員のままなんですか。正規の職員、もしくは会計年度職員なんですか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。全て会計年度任用職員であります。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） そういうことであれば、決して低いとは思っていないという認識でおられるようなので、この件についてはそれでよろしいかというふうに思います。

それでは、続きまして3番目の水産業の振興について、お尋ねをいたします。水産業は、国民の食糧を供給するだけでなく、地域経済や食文化を支え、沿岸環境を守り、海難救助の役割を担っています。私はこれまでも地域経済を活性化する上でも、佐賀地域を元気な集落にしていく上でも、水産業の振興は欠かせない課題と考え、質問してきました。そうした中で、国連は海洋環境と水産資源の維持、漁村と沿岸漁業、漁民の維持改善を重要課題として、今年を小規模伝統漁業・養殖業に関する国際年に設定しました。本町の漁業振興について、国連の設定した国際年にふさわしい対応を行うべきと思いますが、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） ここで、暫時休憩します。

再開を2時5分といたします。

午後1時54分休憩

.....

午後2時05分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。小規模伝統漁業・養殖業に関する国際年につきましては、規模は小さいが価値が大きいとのスローガンを掲げ、漁業形態のうち大多数を占める小規模漁業者の持続可能な発展などを目的として定められているものと認識をしております。

本町で行われている漁業につきましては、古くから営まれてきた産業であり、漁業形態が小型沿岸漁業となり、小規模漁業に当たるものとなります。町内では、これまで漁港などの施設整備も含め、さまざまな水産業の活性化策、支援策を行ってまいりました。近年では漁業後継者確保のため、山口県漁業協同組合平生町支店と一体となり、その確保対策に力を入れ、取り組んできたところですが、通年業務につきましても、漁協から要望を聞き取り、種苗放流等の資源保全・回復活動や魚食普及活動などに取り組んでおります。

現在、コロナウイルス感染症の影響もあり、漁業をめぐる状況は厳しいものとなっておりますが、これからも漁業者、漁協の声を聞きながら、本町の水産業の維持発展のため取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 町長の答弁があったとおり、後継者を育てていくということでは、ここ数年間、一生懸命取り組んできていただいたというふうに思っております。それから、漁業組合のほうも若い人たちがだんだん中心になってやられるような形になっているというふうにも

聞いております。

それと、去年もゴールデンウィークのころにコロナが随分流行ったと思いますけれども、あのころにそういう意味では魚価の低迷ということで支援をお願いし、9月ぐらいの予算でもそういう部分について一定の支援をされてこられました。特に、この年末から今年にかけて今、すごくオミクロン株がはやっておって、広島県も山口県も、一応、解除はされましたけれども、まん延防止が適用されて、そういう意味では、私もまだ直接聞いておりませんが、魚価のほうでは相当低迷した状況があるのではないかというふうには想像できますので、漁業者の声も聞きながらやっているという答弁がございましたけれども、そういう状況もよく把握しながら、綿密な対応を引き続きやっていただければというふうに思います。

それでは、最後の気候危機についてお尋ねをいたします。国連の気候変動に関する政府間パネルの1.5度特別報告書は、2030年までに大気中への温室効果ガスの排出を2010年比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5度までに抑え込むことができないことを明らかにしました。1.5度に抑えたとしても、洪水のリスクにさらされる人口は、今の2倍となり、食糧生産も減少するなど、人類と地球は一定の打撃を受けると言われています。

そうした中で、日本政府の取り組みは、世界の主要国の中で決して進んでいるわけではありませんが、日本でも地球温暖化対策推進法があり、政府は地球温暖化対策計画を持っています。それに基づいて、地方公共団体実行計画を自治体が策定することになっていますが、策定はされているのでしょうか。また、地球温暖化対策推進基金は平生町の基金の中にありますが、活用されていないように思いますが、なぜでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨のように、発生源や被害が一定の地域に限られない規模の問題、いわゆる地球環境問題があらゆる方面で取り上げられています。特に、地球温暖化は私たちの生活に大きな影響を与えるとともに、将来の人類の生命を根幹から脅かす問題として世界規模で緊急に取り組まなければならない課題でございます。

そのことを受け、国においては地球温暖化対策の推進に関する法律を平成10年に成立させ、地球温暖化対策の推進を図ることとしており、また、この法に基づく地球温暖化対策計画において、地球温暖化対策の推進に関する基本的方向や温室効果ガスの削減目標を定め、対策を実行しているところでございます。

議員お尋ねの地方公共団体実行計画は、これが法や計画に位置づけられた地方自治体の事務及

び事業から排出される温室効果ガスの排出量の削減の措置に関する計画として策定されるもので、地方自治体みずからが地球温暖化防止に積極的な役割を果たすことが求められております。

本町においては、平生町エコオフィスプランとして、当初、平成23年から27年度を計画期間として設定しております。その後は第2期として平成28年から令和2年度までを計画期間として改定しております。その後の改定は行っていないわけですが、これにつきましては、この計画が平生町役場の事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減目標を計画の柱としており、排出要因の大部分が電気としていることから、庁舎の建てかえにより温室効果ガスの排出量の数値が大幅に変動することが予想されていることによるもので、第3期の改定は新庁舎での電気料の実績を確認した上で行ってまいりたいと考えております。その上で適切な削減目標を定め、実行することで、地域の事業者、住民の模範となることを目指してまいりたいというふうに考えております。

次に、平生町地球温暖化対策推進基金は、地域住民が主体となって行う地球温暖化対策に必要な経費の財源に充てることを目的として、平成22年度に設置されたもので、平成22年度から平成24年度の3か年間、町内の個人住宅用太陽光発電設置者に対して補助金の交付を行ってきたところです。平成25年以降は、本基金の目的に沿った支出は行っておりませんが、その間においても地球温暖化対策の一層の推進を図るためにエネルギーの無駄を省いて効率的に使う省エネ、みずからエネルギーを作り出す創エネ、家庭で作出した電気エネルギーを蓄える蓄エネ、それぞれの取り組みの中で有効な活用策の検討を続けてきたところでございます。

今後につきましては、国において2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すこととされており、今後、国としてさまざまな施策が展開されるものと想定をしております。本町においては、これらの施策を踏まえ、町として取り組みが必要なものであれば、活用に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 平成22年から27年、それから平成28年から令和2年と、これまでもそういう形で計画を持ってやってこられたということは分かりました。

それで、基金の活用についてなのですが、平成22年から24年まで、個人の住宅で太陽光発電をつける人に対して補助金を出してきたということを言われましたけど、そういう対策というのは非常にいいのではないかとこのように思っています。私も太陽光発電がずっと広がりながら、地球温暖化について非常に大きな効果を発揮するだろうなというふうに思ったときに、私が想定していたのは、住宅の屋根だとか、施設の屋根とか、そういうところにパネルを置くというのを想定してきたのですが、今では全然、雰囲気が変わって、ゴルフ場の跡地みたいな山を削って、

メガソーラーをつくるとか、そういうことで、本当はエコなはずの太陽光発電が、かえって地域にいろんな問題を起こすというようなことも起きていますが、個人の住宅が太陽光発電を屋根につけるといのに補助金を出すというのは、非常にいいやり方ではないかというふうに思っています。

また、電気をつくるというのも必要なんですけど、それと同時に省エネという視点から、あまりエネルギーを使わないような断熱効果のあるような住宅をつくるというのも、今ではかなり大きく広がっているのではないかと思います。そういうところにも補助金を出すというのも一定の効果があるかと思えます。

また、新庁舎の屋上には、太陽光発電のパネルも置くというふうになっておりますけれども、そうしたことも踏まえて、国のいろんな方針も見極めながら、さらに新しい対応をされると言われましたけど、ぜひそういう方向で取り組んでいただきたいということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

.....

○議長（中川 裕之君） 中丸和則議員。

○議員（1番 中丸 和則君） お伝えしておりましたように、山林・竹林・山竹林道の整備についてお伺いします。

まず第一に、山林・竹林・山竹林道の整備について、山林・竹林・山竹林道の現状はどのようなになっているのでしょうか。スムーズに運び出せる状態になっているのでしょうか。

2番目に、山林・竹林・山竹林道の整備の必要性について、山林等の整備は災害対策、イノシシの根本対策になります。さらに木材、竹は繊維を細かくし、髪の毛の200分の1にし、それを束ねると鉄の5倍の強さ、5分の1の軽さの新素材、セルロースナノファイバーになります。セルロースナノファイバーはプラスチックに代わる新素材として注目されています。車、家電製品のボディ、化粧品、医薬品、建材などの新素材として期待されています。樹木、竹は平生町活性化の貴重な工業資源となり得ると思います。重要な資源を生かすために上質な整備が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず初めに、平生町の森林につきましては、令和2年度山口県森林林業統計要覧によると、森林面積は1,411ヘクタール、そのうち杉、ヒノキなどの人工林は499ヘクタールで、竹林については90ヘクタールとされております。

森林の管理については、所有者の意向により行われておまして、個人で施業するものもあれば、森林組合に依頼して管理されているものも存在しています。

林業用の道路としては林道と作業道がありますが、林道については効率的な森林の整備、地域



産業の振興を図る目的で恒久的な道路として町が整備し、管理しているもので、町内には大星・尾国線と中ノ峰線の2路線が存在しています。作業道においては、林業経営者、経営体である森林組合や所有者などが計画、設置、管理がされるもので、現状は町として全てを把握できておりません。また、作業道は竹林搬出、保育間伐などの作業のために、基本的には一時的に利用されるものとなっており、利用後は山林化している路線が多く、即座に利用できる状態ではないと承知をしております。

山林については、近年、森林の有する公益的機能の重点性から、国において森林経営管理制度が創設されるなど、森林整備の促進が必要であると認識をしております。議員御指摘のように、山林整備には山地災害の防止対策の一面もあり、災害対策としても有効な施策であると考えております。

本町での独自の森林整備については、山口森林づくり県民税や森林環境譲与税の活用などにより進めておりますが、今後は森林経営管理制度による町における森林管理に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。御提案のあった木材の利用やセルロースナノファイバーなどへの資源活用については、現在、町として取り組んでいくことは考えておりませんが、今後、民間事業者などから町内の森林での資源活用の相談がありましたら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中丸和則議員。

○議員（1番 中丸 和則君） セルロースナノファイバーは理想、夢にはなりますが、すぐには難しいという感じもするかもしれませんが、現在、竹で石鹸、タオルなども作られています。住民の方や町民以外の方でも、平生町に来れば樹木、竹を使って運び出しやすいので、いろんなことができるよというような状態をつくっておいてもらえれば、中本議員が言われたように、新しいイノベーションが起こせると思います。ぜひ夢を持って平生町の明日を拓いていただければと思います。お願いします。

○議長（中川 裕之君） 要望でいいですね。

○議員（1番 中丸 和則君） もう一度お願いします。

○議長（中川 裕之君） 答弁。

○議員（1番 中丸 和則君） はい。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） おっしゃられるとおり、新しい技術だろうと思います。ただ、山口県だけでも山林というのはたくさんあります。日本中でいえば山林ばかりの市町村もあります。その中で平生町に目をつけてくれるという確率は私はわかりませんが、万が一、そういうふうを目

をつけて、平生町の樹木や竹林を使いたいという申し出があれば、一生懸命、うちもそれに対して検討してやっていくつもりであります。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中丸和則議員。

○議員（1番 中丸 和則君） 平生町の発展のためにも、夢を持っていけるように、よろしくお願ひします。町職員の方も住民の方も、先ほど話が出ていましたが、協働で明日を切り拓いていければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中川 裕之君） 要望ですね。これをもって一般質問を終了いたします。

---

○議長（中川 裕之君） これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第4号「令和3年度平生町一般会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 予算書の23ページです。款が総務費、項が総務管理費で、目が情報通信費のところから社会保障税番号システム改修として467万5,000円計上されております。このシステム改修の内容についてお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 担当課長から説明します。

○議長（中川 裕之君） 星出地域振興課長。

○地域振興課長（星出 一明君） 今、お尋ねの情報通信管理費委託料の社会保障税番号制度システム改修のところかと受けとめます。内容につきましては、転出・転入手続のワンストップ化の実現に係るシステム改修でございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 転出・転入に関するシステム改修ということだけですね。わかりました。結構です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号「令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号「令和3年度平生町下水道事業特別会計補正予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号「令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号「令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号「令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号「令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

続きまして、令和4年度予算の質疑を行います。

まず、議案第11号「令和4年度平生町一般会計予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第12号「令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号「令和4年度平生町下水道事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号「令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号「令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号「令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号「令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号「平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例」から議案第27号「平

生町移住体験住宅設置及び管理条例」までを一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 議案第18号についてなのですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立したことに伴っての改正だということでありました。それで、この分で政府のほうが出している文書の概要を見てみると、個人情報保護制度の見直しということで、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元するというふうに概要では書いてあるのですけれども、今回の法改正について、そういう趣旨も含めたものなのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 今回の条例改正は平生町の個人情報保護条例の一部を改正する。この中に、もうなくなる法律を引用しているから、その引用部分を新しくなったものに変えたと、これだけの改正でございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） ということで、特に大きな国の見直しに関わってどうこうというわけではないということで理解してよろしいでしょうか。

○町長（浅本 邦裕君） これはあくまでも平生町の個人情報保護条例の改正でございまして、全体の改正ではなくて、その部分の改正の中の旧法を新法に変えたというだけでございます。だから、ほかには何も影響はありません。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第28号「物品の買入れについて」から議案第31号「山口県市町総合事務組合の財産処分について」までを一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第1号「町長専決処分指定事項の専決処分の報告について」質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これをもって提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 4 1 分休憩

.....

午後 2 時 4 3 分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま赤松義生議員から議員提出議案として意見書案第 1 号「日米地位協定の見直しを求める意見書」が提出されました。これを意見書案第 1 号として日程に追加し、日程第 3 5 として議題に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、この議案を意見書案第 1 号として日程に追加し、日程第 3 5 として議題とすることに決しました。

.....

### 日程第 3 5. 意見書案第 1 号

○議長（中川 裕之君） 日程第 3 5、意見書案第 1 号「日米地位協定の見直しを求める意見書」の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。赤松義生議員。

○議員（6 番 赤松 義生君） 日米地位協定の見直しを求める意見書について提案をさせていただいたところ、議員の皆さんの御理解をいただきましてありがとうございます。それでは、提案理由について述べさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大は多くの国民の努力によって昨年夏から秋にかけて第 5 波が下火になり、ワクチン接種も進んだ結果、昨年 1 2 月まで全国的に抑止されてきました。しかし、1 2 月中旬より欧米で猛威を振るう新変異株オミクロンが国内に流入、懸命な水際作戦で抑え込んできたものの、沖縄県及び岩国、神奈川、横須賀、青森、三沢、東京都横田、長崎県佐世保など全国各地の米軍基地内で発生したクラスターが基地外に広がり、急速な市中感染につながりました。

1 月 5 日に放送された番組で、福田良彦岩国市長は、岩国基地でのオミクロン感染者が市中に漏れたという可能性が高いと述べ、水際対策が抜け道だったのでと感想を語っています。

1 月 6 日、沖縄県と山口県は全国に先んじて 1 日当たりの感染者数がいずれも第 5 波を超え、過去最高を更新しました。米軍基地由来の感染爆発であることは疑う余地はありません。こうした感染爆発の原因は、米軍が日本の検疫を免除され、感染拡大防止策を徹底しないまま、国内外

を行き来する特権を保障している日米地位協定にあります。この間、全ての来日する米軍関係者について、出国時のPCR検査が免除されていたなど、ずさんな運用も発覚しました。

日米地位協定によって米軍基地やその周辺地域は米軍の事実上の治外法権となっており、これまでも沖縄を中心に、殺人、レイプなど、米軍人、軍属等による犯罪、事故、航空機騒音公害など、米軍による事件等の温床となってきました。全国知事会も2018年7月に国内法の適用や事件・事故時の基地への立ち入りなどを日米地位協定に明記するよう要請する提言を全会一致で採択しているところです。

今回、多くの国民の命や健康、生活を危機に陥れているコロナ禍において、日米地位協定が感染爆発の原因となっている事態は一刻も早く解消しなければなりません。町議会として意見書を採択し、政府及び国会に送付することを提案いたします。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑が全て終了いたしましたので、3月9日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第36、予算特別委員会の設置、日程第37、委員会付託を追加いたします。

---

### 日程第36. 予算特別委員会の設置

○議長（中川 裕之君） 日程第36、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第11号から議案第17号を審査するため、議長を除く10名の議員を委員とする予算特別委員会を設置したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第17号を審査するため、予算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により議長において平岡正一議員、河内山宏充議員、細田留美子議員、岩本ひろ子議員、河藤泰明議員、村中仁司議員、赤松義生議員、中本敦子議員、中村武央議員、

中丸和則議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの10名が予算特別委員会の委員に選任されました。

ここで暫時休憩いたします。再開を3時15分といたします。

午後2時51分休憩

.....  
午後3時15分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

ただいま予算特別委員会を開催し、委員長に岩本ひろ子委員、副委員長に中本敦子委員を互選したとの申し出がありましたので、御報告いたします。

---

### 日程第37. 委員会付託

○議長（中川 裕之君） 日程第37、お諮りいたします。議案第4号から議案第31号及び意見書案第1号「日米地位協定の見直しを求める意見書」については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決しました。

---

○議長（中川 裕之君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月22日、午前9時から行います。

午後3時16分散会

---



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 村 中 仁 司

署名議員 中 丸 和 則



---

令和4年 第2回 (定例) 平生町議会会議録 (第2日)

令和4年3月22日 (火曜日)

---

議事日程 (第2号)

令和4年3月22日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第4号 令和3年度平生町一般会計補正予算
- 日程第4 議案第5号 令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第5 議案第6号 令和3年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第7号 令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第8号 令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第9号 令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第10号 令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第11号 令和4年度平生町一般会計予算
- 日程第11 議案第12号 令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第12 議案第13号 令和4年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第14号 令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第14 議案第15号 令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第15 議案第16号 令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第16 議案第17号 令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第17 議案第18号 平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第19号 附属機関の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第19 議案第20号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第21号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第23号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第24号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第25号 平生町基金条例の一部を改正する条例

- 日程第25 議案第26号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第27号 平生町移住体験住宅設置及び管理条例
- 日程第27 議案第28号 物品の買入れについて
- 日程第28 議案第29号 物品の買入れについて
- 日程第29 議案第30号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同  
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第30 議案第31号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 追加日程第1 議案第32号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一  
部を改正する条例
- 日程第31 同意第1号 平生町教育長の任命について
- 日程第32 同意第2号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第2 発委第1号 平生町議会会議規則の一部を改正する規則
- 追加日程第3 発委第2号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議
- 日程第33 請願の取下げ 平生町学校給食基本構想に関する請願
- 日程第34 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第4号 令和3年度平生町一般会計補正予算
- 日程第4 議案第5号 令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第5 議案第6号 令和3年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第7号 令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第8号 令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第9号 令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第10号 令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第11号 令和4年度平生町一般会計予算
- 日程第11 議案第12号 令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第12 議案第13号 令和4年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第14号 令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第14 議案第15号 令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第15 議案第16号 令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第16 議案第17号 令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算

- 日程第17 議案第18号 平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第19号 附属機関の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第19 議案第20号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第21号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第23号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第24号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第25号 平生町基金条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第26号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第27号 平生町移住体験住宅設置及び管理条例
- 日程第27 議案第28号 物品の買入れについて
- 日程第28 議案第29号 物品の買入れについて
- 日程第29 議案第30号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第30 議案第31号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 追加日程第1 議案第32号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第31 同意第1号 平生町教育長の任命について
- 日程第32 同意第2号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第2 発委第1号 平生町議会会議規則の一部を改正する規則
- 追加日程第3 発委第2号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議
- 日程第33 請願の取下げ 平生町学校給食基本構想に関する請願
- 日程第34 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

---

出席議員（11名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 中丸 和則君  | 2番 中村 武央君  |
| 3番 中本 敦子さん | 6番 赤松 義生君  |
| 7番 河藤 泰明君  | 8番 岩本ひろ子さん |
| 9番 細田留美子さん | 10番 河内山宏充君 |
| 11番 平岡 正一君 | 12番 村中 仁司君 |
| 13番 中川 裕之君 |            |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君                      書記 園崎 宏史君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	浅本 邦裕君	副町長	……………	高木 哲夫君
教育長	……………	清時 崇文君	会計管理者	……………	田坂 孝友君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				中尾 和正君
地域振興課長	……………	星出 一明君	町民福祉課長	……………	淵上万理子さん
税務課長	……………	池田 真治君	健康保険課長	……………	川口 龍哉君
産業課長兼農業委員会事務局長	……………				吉岡 文博君
建設課長	……………	友田 隆君			
教育次長兼学校教育課長	……………				河島 建君
社会教育課長兼社会体育班長事務取扱	……………				三村 直子さん
総務課主幹	……………	横田 佳幸君			
総務課長補佐兼財務班長	……………				久保 秀幸君

---

午前9時00分開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において中村武央議員、中本敦子議員を指名いたします。

---

**日程第2. 諸般の報告**

○議長（中川 裕之君） 日程第2、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による例  
月出納検査の結果報告並びに地方自治法第199条第9項の規定による令和3年度定期監査の報  
告をもって、諸般の報告といたします。

---

日程第3. 議案第4号

日程第4. 議案第5号

日程第5. 議案第6号

日程第6. 議案第7号

日程第7. 議案第8号

日程第8. 議案第9号

日程第9. 議案第10号

日程第10. 議案第11号

日程第11. 議案第12号

日程第12. 議案第13号

日程第13. 議案第14号

日程第14. 議案第15号

日程第15. 議案第16号

日程第16. 議案第17号

日程第17. 議案第18号

日程第18. 議案第19号

日程第19. 議案第20号

日程第20. 議案第21号

日程第21. 議案第22号

日程第22. 議案第23号

日程第23. 議案第24号

日程第24. 議案第25号

日程第25. 議案第26号

日程第26. 議案第27号

日程第27. 議案第28号

日程第28. 議案第29号

日程第29. 議案第30号

### 日程第30. 議案第31号

○議長（中川 裕之君） 次に日程第3、議案第4号「令和3年度平生町一般会計補正予算」から日程第30、議案第31号「山口県市町総合事務組合の財産処分について」までを一括議題といたします。

3月8日の本会議において各常任委員会に付託いたしました本件についての審査の経過及び結果報告を求めます。なお、議案第11号から第17号までを付託した予算特別委員会の報告は省略したいと思います。岩本ひろ子総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岩本ひろ子さん） おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会の報告をさせていただきます。総務厚生常任委員会は3月15日に委員会を開催し、本会議から付託された議案について審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、全会一致で可決すべきとなりました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） 続きまして、中本敦子産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（中本 敦子さん） 産業文教常任委員会は3月16日に委員会を開催し、本会議から付託された議案について審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、全会一致で可決すべきとなりました。

主だった質疑を申し上げます。議案第4号「令和3年度平生町一般会計補正予算」の環境保全費の危険空家等除却促進事業の減額理由について質疑があり、補助金の活用実績がなかったためとの回答がありました。

農業費、土地改良事業費の財源が県補助から一般財源に振り替えられている理由について質疑があり、国の補助金の額が確定したことに伴う財源調整による振替であるとの回答がありました。

商工費、商工総務費の補助金の新生活様式導入支援事業の減額理由について質疑があり、本事業は新型コロナウイルス感染症対策事業として行ったものであり、事業所等が感染対策として、備品購入や施設改修を行った場合に補助金を交付するものであるが、交付実績により減額したとの回答がありました。

議案第6号「令和3年度平生町下水道事業特別会計」の公共下水道整備事業の繰越明許費について施工箇所と契約締結状況について質疑がなされ、管渠布設工事について補助金工事2件、単独工事2件の計4件であり、全て契約がなされているとの回答がありました。

議案第7号、議案第26号は質疑はありませんでした。いずれの議案についても討論は反対、賛成ともありませんでした。

以上が主だった内容です。報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） 以上で委員長報告を終わります。



これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは議案ごとに反対の立場で討論を行います。

議案第11号「一般会計予算」について、国の地方財政計画のもと、交付税と臨時財政対策債の合計額は1億1,700万円増加し、町税は3,200万円程度の増加、町債は3億5,500万円程度の減少、また、繰入金も1,300万円程度減少しており、予算総額は前年度より、1億500万円減少しているとはいえ、歳入面から見た場合、改善されていると思われま。歳出面では、「魅力的で活気に満ちたまちづくり」をテーマに予算編成がなされていますが、子どもの医療費の所得制限が撤廃され、児童クラブの時間延長、また、農業、漁業など地場産業の振興にも注意が払われており、評価すべきものと思います。

そして、私が住んでます、中村団地の集会所の撤去の予算も計上されており、関係者の皆様の尽力に敬意を表します。

しかし、予算の中には国の意向そのものの予算があります。

昨年の通常国会でデジタル改革関連法が成立し、9月にはデジタル庁が発足しました。本町では、令和7年のシステム標準化に向けた取り組みや行政手続のオンライン化による住民の利便性の向上及び行政運営の効率化を推進しますという方針で予算が編成されています。

その結果、対面サービスの後退、自治体独自の施策の抑制、自治体リストラの3点で不安が残ります。行政手続のデジタル化を全否定するわけではありませんが、アナログもデジタルもの視点で行政サービスに取り組む必要があると思います。

マイナンバーカードの普及のための予算も計上されていますが、平生町では4割にも届いていません。欲しくもない人に、カードを持たせるために、公費を導入することは無駄遣いではないかと思ひます。

また、政府は昨年11月、経済政策を策定しましたが、その目玉が処遇改善です。本町では児童クラブ、保育士、幼稚園の職員などが対象になると思われま。が、国の予算措置は2月から9月までは、10分の10です。10月以降については、交付税措置があるとはいえ、保護者などへの負担がどうなるか問題も残りますが、ケア労働者の処遇改善は予算化すべきです。

続きまして議案第16号「介護保険事業勘定特別会計予算」、昨年第8期の事業計画が策定される中で、コロナ禍のもと深刻な経営状況にある事業者への支援について介護報酬の引き上げは、わずかで0.7%で改善されているとはいえない状況でした。事業者への支援は引き続き改善さ

れておりません。また、利用者にとっても改善が認められません。

続きまして、議案第17号「平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」について、10月から窓口負担が2割に倍増することは、単身者で年収200万円を超える人には適応され、本町では970名の方が影響を受けます。今年度から保険料が若干引き下げられるとの事ですが、微々たるもので実感できるような引き下げではありません。自助、共助、公助と言いますが、自助そのものの冷たい政策です。減らされてきた国庫負担の増額を求め、討論を終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありますか。中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） それでは議案第11号「令和4年度平生町一般会計予算」について賛成の立場で討論をいたします。

魅力的で活気に満ちたまちづくりをテーマに掲げ56億930万円で編成された一般会計当初予算について、この考え方のベースはいうまでもなく第5次平生町総合計画です。

10年後の将来像実現のため、5つの基本目標を掲げ、各課ともその目標に沿って、予算要求をしたと説明を受けているところです。

なかでも、最初に掲げられた基本目標1、魅力と活気あふれるまちづくり「産業・観光・移住定住」について歳出予算の2款、総務費、1項、総務管理費、4目、地域振興費、全般についてですが、関係人口創出事業、移住・定住交流推進支援事業、移住体験住宅整備事業などの新規事業で、本町の活性化・人口増加のための施策を実行しようとする姿勢を評価をいたします。

さらに、計上費目は違いますが、イタリアーノひらお事業の継続的推進によるアフターコロナを見据えた諸事業、また今後に期待が寄せられ、企業進出が見込まれるレモン栽培農地への取り組みなどについても同様に評価をいたします。

次に基本目標3、生涯安心なまちづくり「福祉・医療・健康」について、歳出予算の3款、民生費、2項、社会福祉費、5目、福祉医療対策費の19節、福祉医療費では、義務教育中の児童生徒について、所得要件を撤廃しての医療費の助成を行い、児童・生徒の医療難民を生み出すことなく、同時に保護者の医療費負担を軽減する施策に共感をいたします。子育て世代にとりましては、この上ない安全で安心な生活環境整備であり、町長さん就任後3年間で積極的に拡大されたことへの評価とともにお礼を申し上げます。

さらに基本目標2、ひとが輝くまちづくり「子育て・教育」において歳出予算の3款、民生費の2項、児童福祉費、2目、児童環境づくり推進費の12節、委託料に「子ども家庭総合支援拠点事業」の予算が計上されており、昨今特に問題視される乳幼児、児童、生徒へのさまざまな支援をしようとする姿勢を評価をいたします。

しかしながら、この「子ども家庭総合支援拠点事業」は本町で言えば健康保険課、町民福祉課、教育委員会学校教育課などさまざまな部署との連携が必要不可欠な事業であり、また近隣市町を

含めた調整、連携が肝になるとも考えますので、これまで以上の対応をお願いしたいとも思います。そのほか、教育予算についても、コロナ禍の中、未来を担う子供たちが学習に専念できる環境整備に向けて数々の施策に必要な予算計上についても、申し上げるまでもなく評価をいたします。

また、基本目標5、未来へつなぐまちづくり「行財政・協働」について歳入予算の2款、1項、総務管理費、8目、新庁舎整理事業にも関連しますが、歳入予算の21款、町債、1項、町債、1目、総務債についてです。これは、新庁舎建設事業の財源が、当初は「市町村役場機能緊急保全事業債」を充当したものであったものが、「緊急防災・減債事業債」へ変更されたことによるものと考えます。令和3年度平生町一般会計補正予算でも顕著にあらわれておりますように、本町の将来負担が大幅に縮減されたことが、次年度以降の財政運営を考えると、弾力性をもたらすことができる好転材料ともいえます。これは、町長さんを初めとする、全ての職員さんの努力の賜物であると高く評価をいたします。真にその努力に敬意を表し、お礼を申し上げます。

最後に基本目標4、安全で快適に暮らせるまちづくり「防災・防犯・環境・都市基盤」については具体的には申し上げませんが、町民の生活環境を初めとしてきめ細やかな施策等の予算が計上されているものと認識をしているところです。

以上、言葉足らずではありますが、総合計画に基づく事業展開、協働のまちづくりの推進、持続可能な行財政基盤の確立等を熟慮した、議案第11号「令和4年度平生町一般会計予算」について、賛成討論とします。

○議長（中川 裕之君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、議案第4号「令和3年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第4号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」から議案第10号「令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」までを一括して採決いたしま

す。

議案第5号から議案第10号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第5号から議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「令和4年度平生町一般会計予算」を採決いたします。

議案第11号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第12号「令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」を採決いたします。

議案第12号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第13号「令和4年度平生町下水道事業特別会計予算」を採決いたします。

議案第13号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第14号「令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算」を採決いたします。

議案第14号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号「令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算」を採決いたします。

議案第15号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第16号「令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」を採決いたします。

議案第16号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第17号「令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」を採決いたします。

議案第17号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例」及び議案第19号「附属機関の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例」を一括採決いたします。

議案第18号及び議案第19号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第18号及び議案第19号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第18号及び議案第19号は委員長の原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」から議案第22号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を一括して採決いたします。

議案第20号から議案第22号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第20号から議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第23号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第23号は委員長の原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例」及び議案第25号「平生町基金条例の一部を改正する条例」を一括して採決いたします。

議案第24号及び議案第25号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第24号及び議案第25号は委員長の原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第26号「平生町営住宅条例の一部を改正する条例」及び議案第27号「平生町移住体験住宅設置及び管理条例」を採決いたします。

議案第26号及び議案第27号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第26号及び議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号「物品の買入れについて」及び議案第29号「物品の買入れについて」を一括して採決いたします。

議案第28号及び議案第29号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第28号及び議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について」及び議案第31号「山口県

市町総合事務組合の財産処分について」を採決いたします。

議案第30号及び議案第31号に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第30号及び議案第31号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。この後、議会運営委員会その後、全員協議会を開催いたしたいと思っております。再開は9時50分といたします。

午前9時30分休憩

.....

午前9時50分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

ただいま町長から議案第32号「平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」が追加提出されました。これを追加日程第1として、日程に追加し、議題にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

-----

#### 追加日程第1. 議案第32号

○議長（中川 裕之君） 追加日程第1、議案第32号「平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

ただいまは、追加で御提案申し上げました議案につきまして、御容認を賜りましてありがとうございます。

また、去る3月8日に御提案申し上げました数多くの議案につきまして、本会議並びに特別委員会及び常任委員会で慎重に御審議賜りましたことを、まずもって厚くお礼申し上げますとともに、予算14件、条例10件、事件4件の議案につきまして、御議決を賜りまして、誠にありがとうございます。

新年度におきましては、新庁舎元年にふさわしい事業を確実に実施するとともに、英知を結集

して新たな取り組みに挑戦して参りますので、議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導賜りますようお願いを申し上げます。

本日御提案申し上げますのは条例1件、人事案件2件でございます。

まず、議案第32号「平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましても、本日御議決を賜りました条例のうち、「平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましても、当該改正規定とあわせ、別に新たな改正規定を追加いたすものであります。

理由といたしましては、来年度から本部及び4つの分団に再編する本町消防団について、再編により配置人員を超える分団長及び副分団長の職位変更は、消防団幹部会での協議において、年額報酬の階級については、団員の士気低下を招かないよう降格しないことを申し合わせているところでございます。そのため、当該経過措置を規定する必要があるためでございます。

内容といたしましては、当該経過措置に関する規定を附則において追加規定いたすものでございます。

以上で、議案第32号についての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） これをもって、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第32号「平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を起立により、採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕



○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第31. 同意第1号

○議長（中川 裕之君） 日程第31、同意第1号「平生町教育長の任命について」を議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、条例1件の議案について、御議決を賜りましてありがとうございます。ございます。

続きまして、同意第1号「平生町教育長の任命について」、ご説明申し上げます。

今回、3月31日で任期が到来いたしますのは清時崇文教育長でございます。清時教育長におかれましては、平成31年4月から1期3年にわたり、教育長として平生町の教育行政に教育者としての豊富な経験と幅広い知識を生かされ、教育、文化の振興に多大な御貢献をいただいたところであります。

特に、学校のICT化には県内でも先進的に取り組まれ、児童生徒の情報活用能力の育成等に努められました。

また、平生町教育振興基本計画を策定し、学校・家庭・地域をはじめ、関係機関等とも連携した平生町らしい特色ある教育の推進にも力を発揮されたところでございます。引き続き教育行政にお力添えをいただきたく、再度、任命いたしたいと存じます。

任命にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を必要といたしますので、本定例会に御提案をいたすものであります。

以上で、同意第1号についての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって本案については、討論を省略することに決しました。これより採決に入ります。本案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって同意第1号は、本案に対し同意することに決しました。

---

### 日程第32. 同意第2号

○議長（中川 裕之君） 日程第32、同意第2号「平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、平生町教育長の任命について、御同意を賜りましてありがとうございます。

続きまして、同意第2号「平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、御説明申し上げます。

市町村長が選任する固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登載された価格に関する不服申し立てを、普通地方公共団体の長から独立した中立的、専門的な立場として審査決定するという重要な任務がございます。

本町の固定資産評価審査委員会委員は3名にお願いしておりますが、このうち田尾正昭委員の任期が本日3月22日で満了となります。田尾委員におかれましては、令和2年8月1日から現在までお務めをいただき、責任感も強く、心身ともに闊達で、引き続きお力添えをいただきたく、再度、選任いたしたいと存じます。

選任にあたり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を必要といたしますので、本定例会に御提案をいたすものであります。

以上で、同意第2号についての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜り、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって本案については、討論を省略することに

決しました。これより採決に入ります。本案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって同意第2号は、本案に対し同意することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま、河藤議会運営委員会委員長より、「平生町議会会議規則の一部を改正する規則」の提出がなされました。

これを発委第1号として、日程に追加し、追加日程第2として、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、この議案を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決しました。

---

#### 追加日程第2. 発委第1号

追加日程第2、発委第1号「平生町議会会議規則の一部を改正する規則」についての件を議題といたします。

河藤議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。河藤委員長。

○議会運営委員長（河藤 泰明君） それでは、発委第1号「平生町議会会議規則の一部を改正する規則」につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正の目的は、従来の議席における発言の原則を演壇での発言の原則に変更し、例外として発言が簡単な場合、その他、特に、議長が許可した時には議席で発言することができること、さらに、質問は質問席で発言することができることを規定するものであります。

各議員におかれましては、本提出議案に御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

次に提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、討論を終わります。

これより採決に入ります。

発委第1号「平生町議会会議規則の一部を改正する規則」を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。ただいま、河藤議会運営委員会委員長より「ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議」案の提出がなされました。

これを発委第2号として日程に追加し、追加日程第3として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、この議案を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決しました。

---

### 追加日程第3. 発委第2号

追加日程第3、発委第2号「ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議」についての件を議題といたします。

河藤議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。河藤議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（河藤 泰明君） それでは、発委第2号「ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

去る2月24日、ロシアは国際社会のたび重なる警告を無視し、ウクライナへの侵攻を開始し、原子力施設への攻撃をはじめ、産科、小児病院への空爆を行うなどウクライナ全土への軍事攻撃を行っています。今回のロシアによるウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、戦後築き上げられてきた、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、このように力を背景として一方的に現状を変更しようとする、軍事侵攻は国際法の重大な違反であり、断じて容認することはできません。

本町議会は、国際秩序への挑戦とも言える今回のロシアによる軍事的暴挙に対し、抗議と非難の意を強く表明し、即時の攻撃停止と完全撤退を強く求めるとともに、プーチン大統領の核兵器使用の可能性を示唆するような発言は、言語道断であり、唯一の被爆国として強く非難するものであります。

また、政府においてはウクライナ在留邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会と連携し、制裁措置を含む迅速かつ厳格な対応を行うよう、強く要請します。

以上、ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議につきまして、提案いたすものであります。議員の皆様方におかれましては、よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げて、議案理由の説明を終わります。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

次に提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、討論を終わります。

これより採決に入ります。

発委第2号「ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議」を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

### 日程第33. 請願の取下げ

○議長（中川 裕之君） 日程第33、「請願の取下げ 平生町学校給食基本構想に関する請願」の件を議題といたします。

令和3年8月26日に平生町学校給食基本構想に関する請願書が提出され、同年9月9日の本会議において産業文教常任委員会に付託されたところではありますが、去る2月8日、請願者から請願の取下申出書が提出されました。これにつきましては、同日付で産業文教常任委員長あて通知をしているところであります。

お諮りいたします。本請願については、申し出のとおり、取り下げを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、平生町学校給食基本構想に関する請願

については、取り下げを承認することに決しました。

---

#### **日程第34. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について**

○議長（中川 裕之君） 日程第34、「委員会の閉会中の所管事務等の調査について」の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。したがいまして、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

○議長（中川 裕之君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和4年第2回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時12分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 中 村 武 央

署名議員 中 本 敦 子